

第110号
令和7年12月

生鮮EDI

- 続・条約改正の話（貿易と関税の話4）
- 【連載】（第3回）
インボイス制度・電子帳簿保存法改正による
情報電子化の状況と生鮮流通業界の現在
- 第2回先進事例見学会の概要
(株式会社ヒューテックノオリン埼玉支店)
- 公益財団法人食品等持続的供給推進機構に
ついて



生鮮取引電子化推進協議会

「生鮮EDI」第110号 目次

| | ページ |
|--------------------------|-----|
| ● 続・条約改正の話（貿易と関税の話4） | 1 |
| 生鮮取引電子化推進協議会 事務局長 佐南谷 英龍 | |
| ● 【連載】（第3回） | |
| インボイス制度・電子帳簿保存法改正による | |
| 情報電子化の状況と生鮮流通業界の現在 | 15 |
| 株式会社ジャスタコンサルティング 代表取締役 | |
| 石田 健太 氏 | |
| ● 第2回先進事例見学会の概要 | |
| （株式会社ヒューテックノオリン埼玉支店） | 24 |
| ● 卷末コラム | 29 |
| 生鮮取引電子化推進協議会 事務局 田中 成児 | |
| ● 公益財団法人食品等持続的供給推進機構について | 32 |
| ● 編集後記 | |

続・条約改正の話（貿易と関税の話4）

生鮮取引電子化推進協議会
事務局長 佐南谷 英龍

はじめに

前回は江戸幕府が締結したいわゆる安政の不平等条約について、関税の規定内容を中心にご紹介しました。今回は、治外法権の撤廃、関税自主権の回復など安政の不平等条約の改正（条約改正）に明治政府が取り組んだ困難な交渉過程において、出来るだけ国内政治、さらには国際的な情勢、背景にも触れながら、条約改正に当たった人々がどのような困難に直面し、いかにそれを乗り越えたかご紹介したいと思います。

1. 安政の不平等条約

(1) いわゆる安政の5ヶ国条約の不平等条項のうち関税自主権の喪失については、前回触れましたので、これと並んで条約改正交渉において重要な交渉事項となった治外法権について少し詳しくご説明します。

安政の5ヶ国条約

- 1858年（安政5年）日米修好通商条約
 - ・領事裁判権（治外法権）
 - ・関税自主権の喪失
- 1858年 引き続き英・露・蘭・仏と同様の条約締結

(2) 日米修好通商条約における領事裁判権の規定

「治外法権」とは、ある国の領域においてはその国の法制度（法権）が適用されるが、例外的にその法制度、統治（治）が及ばない（外）ことを意味しています。そして安政の5ヶ国条約における治外法権とは、領事裁判権を受け入れた点、つまり我が国に滞在する外国人について、その本国から我が国に派遣されている領事が本国の法律に基づく裁判権を有するというものでした。

日米修好通商条約では、第6条がその具体的規定となります。

第六條　日本人に對し法を犯せる亞墨利加人は亞墨利加コンシユル裁斷所にて吟味の上亞墨利加の法度を以て罰すへし

亞墨利加人へ對し法を犯したる日本人は日本役人糺の上日本の法度を以て罰すへ

し

日本奉行所亞墨利加コンシユル裁斷所は雙方商人逋債等の事をも公けに取扱ふへ
し

(以下略)

あるいは、英語テキストの方が分かりやすいかもしれません。

ARTICLE VI

Americans committing offences against Japanese shall be tried in American consular courts, and when guilty shall be punished according to American law.

Japanese committing offences against Americans shall be tried by the Japanese authorities and punished according to Japanese law.

The consular courts shall be open to Japanese creditors, to enable them to recover their just claims against American citizens, and the Japanese courts shall in like manner be open to American citizens for the recovery of their just claims against Japanese.

All claims for forfeitures or penalties for violations of this treaty, or of the articles regulating trade which are appended hereunto, shall be sued for in the consular courts, and all recoveries shall be delivered to the Japanese authorities.

(以下略)

要は、「日本人に違法行為をしたアメリカ人はアメリカ領事裁判所で裁判にかけられ、有罪となった場合にはアメリカの法律によって罰せられる。アメリカ人に違法行為をした日本人は日本の当局により裁判にかけられ、日本の法律によって罰せられる。アメリカ人に対する日本人債権者の正当な請求はアメリカ領事裁判所で取扱われ、同様に日本人に対するアメリカ人の正当な請求は日本の裁判所が取扱う。本条約の違反等による没収、罰金の請求はアメリカ領事裁判所が取扱う。」というものでした。

このような特例措置は、18世紀において欧米先進諸国が、自らを文明国とし、日本をはじめとする非欧米諸国を非文明国、後進国とみなし、これらの国々の法制度などに対する不信感に基づき欧米のルール、法制度を後進国に押し付けるものでした。この点については、欧米側の心配も理由のないことではない面もあって、例えば犯罪容疑者を拷問し自白を強要する刑事取り調べなど悪しき慣行があったのも現実でした。

このような事情があったにせよ、領事裁判権が欧米側の圧倒的な軍事的優越に基づいて事実上強制されていたことは言うまでもありません。また、日本側としても犯罪人はそれぞれその本国法に基づき裁くものであるという当時の意識があったことや、外国犯罪人を自ら裁くことへの遠慮があったかもしれません。

この条約や日米和親条約により「開国」はしても、「開港」であって外国人を出来るだけ居留地に留めて日本人と外国人の接触を最小限にしようという方針がとられていました。日米和親条約では、下田、函館を開港したものの第5条で下田より7里以内、函館についてはその細則で5里以内に行動制限しました。また、日米修好通商条約第7条では開港した神奈川（横浜）、長崎、新潟、兵庫について、それぞれ行動を制約し、神奈川については東は多摩川まで、その他は10里以内、兵庫については京都の10里以内に近づかず、その他は10里以内などと行動制限を課しています。つまり開国とはいうものの、非常に外国人の居住、行動に制限を課したもので外国側からみると不満足な点が残っていました。

第七條 日本開港の場所に於て亞墨利加人遊歩の規程左の如し

神奈川 六郷川筋を限とし其他ハ各方へ凡十里

箱館 各方へ凡十里

兵庫 京都を距る事十里の地へハ亞墨利加人立入さる筈に付き其方角を除き各方へ十里且兵庫に来る船々の乗組人は猪名川より海灣迄の川筋を越へからず

都て里數ハ各港の奉行所又は御用所より陸路の程度なり一里は亞墨利加の四千二百七十五ヤールト日本の凡三十三町四十八間一尺二寸五分に當る

長崎 其周圍にある御料所を限とす

新潟は治定の上境界を定むへし

（以下略）

2. 条約改正への取組開始

（1）明治元年の政府声明

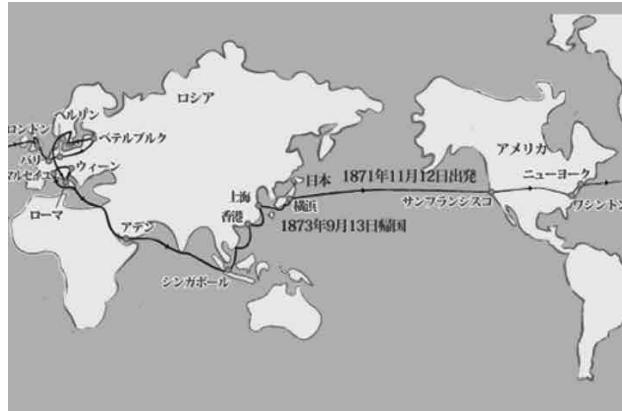
明治政府の条約改正への取り組みは、明治元年1月15日に発せられた各国宛の声明に始まります。この中で新たな統治権者となった明治政府が、江戸幕府が締結した条約を遵守する、つまり権利義務関係を引き継ぐこと、そして同時に今後条約改正をしていきたいとの方針を各国に通達しました。各国から見れば明治政府が幕府の締結した不平等条約を遵守することを確認できて安心し、条約改正問題については受け流したのが現実でした。

（2）岩倉使節団の外遊

次の機会は、明治4年（1871年）11月～明治6年（1873年）9月にわたる欧米12ヶ国に派遣された岩倉使節団によるものでした。数多くの政府の枢要メンバーが長期外遊するというこの世界史上も例のない使節団は、岩倉具視を特命全権大使とし政府の高官から留学生まで総勢107名で構成されており、その重要な目的に条約改正の予備交渉がありました。



使節団一行



使節団のコース

前号でもご紹介しましたが、日米修好通商条約では条約締結から171か月後に条約改正交渉ができると規定されていました。これが明治5年7月4日に当たることから、前年の明治4年に岩倉使節団が派遣されたわけです。

脇道にそれますが、この岩倉使節団の陣容は驚くべきものでした。

正使 岩倉具視（右大臣）

副使 木戸孝允（参議：今日の閣僚より上位。ただし複数人。）

副使 大久保利通（大蔵卿：今日の財務大臣）

副使 伊藤博文（工部大輔：鉄道、製鉄、土木等を所管する工部省の次官）

副使 山口尚芳（外務少輔：今日の外務次官の次席）

その他書記官等の随員

田辺太一（のち元老院議官）、福地源一郎（のちジャーナリスト）、渡辺洪基（のち帝国大学初代総長）、久米邦武（のち帝国大学教授）、田中光顕（のち宮内大臣）、東久世通禧（のち枢密院副議長）、山田顕義（のち司法大臣、日本大学創設者）、由利公正（のち東京府知事、元老院議官）、新島襄（のち同志社大学創設）など

使節団と同行した留学生

中江兆民（のち思想家）、團琢磨（のち三井財閥総帥）、牧野伸顕（のち宮内大臣、枢密顧問官）、金子堅太郎（のち枢密院顧問、日露戦争終結に尽力）、山川捨松（11歳：のち教育者）、永井繁子（9歳：のち東京芸術大教授）、津田梅子（6歳：のち津田塾大学創設）ほか

明治新政府の中核が、国内ではいまだ政治基盤が固まらず不平・不満分子が各地にうごめくなど内外の懸案が山積している明治4年から2年間も外遊に出かけるという異例の使節派

遣でした。しかし、その使節団から、のちの明治日本を支える人材が輩出することになります。また、同様に同行した留学生からも人材が輩出し、しかも6歳の津田梅子をはじめ5名の少女もあり、後の女性教育分野などで大いに活躍することになります。

さて、そのような歴史的な使節団でしたが、こと条約改正に関しては大失敗でした。太平洋を横断、サンフランシスコ、シカゴ、フィラデルフィアなど各地で大歓迎を受けワシントンに到着した使節団は、米国側の歓待ぶりに気をよくして条約改正の本格交渉を申し入れました。儀礼行事から外交交渉に局面が変わると米国は態度一変、そもそも使節団に関税など条約改正の交渉をする権限がないではないかと指摘しました。これを受け、大久保利通と伊藤博文は急遽帰国、条約改正の交渉権限の委任状を得て引き返しました。しかし、米国と条約改正が仮に合意に達したとしても、前号でご紹介したいわゆる片務的最恵国条項により他国への譲許が米国にも適用されることから、結局、本格交渉には入りませんでした。幕府の交渉下手を明治政府も責められないエピソードとなります。

(3) その後、関税自主権と治外法権の撤廃の二兎を追わず、殖産興業のため政府関税収入の確保と国内産業を外国製品から保護することを優先し、治外法権は後回しにして関税自主権に焦点を当てる交渉方針が立てられました。

明治11年には、英國等ヨーロッパ諸国に比して日本に融和的な米国と吉田・エバーツ条約が成立、関税自主権の回復に光明が差しましたが、他のヨーロッパ諸国も同様の条約を締結するとの条件付でしたので、日本の最大の貿易相手国であった英國等の反対にあって流産しました。当時の英國は、自由貿易を標榜しているにもかかわらず、ドイツ、米国などの発展に伴い自國産業保護のため工業製品関税を課しており、日本に対しても平均10%以上の関税を課し、一方で日本は5%の関税率というはなはだ不公平なものでした。しかし、英國は不平等条約でいったん約束したことを盾に、譲りませんでした。

折あしく明治10年、英國貿易商のハートレイがアヘンを密輸した事件が発覚、横浜英國領事裁判所はアヘンを薬用であると強弁する弁解を是認し無罪判決を言い渡しました。これに対し、国内世論が憤激、治外法権を後回しとする交渉方針に非難が高まり明治12年9月寺島外務卿が辞任することになりました。

(4) 領事裁判制度の政治問題化

国内世論を激昂させたのはこのハートレイ事件に留ませんでした。明治12年には、コレラ発生地の清国から来航したドイツのヘスペリア号を日本の検疫当局が神戸港外に停泊させ検疫を要求したところ、これに従わず砲艦ウルフの護衛の下、当局の検疫を受けず横浜に強行入港するというヘスペリア号事件が発生しました。国民の生命を脅かすコレラという疾病に関する検疫措置についても、外国船舶が規制を免れることに国民の憤懣やるかたないものがありました。

このため、治外法権の撤廃が国内政治問題化し関税自主権の回復を優先するという交渉方

針が揺らいで、その後、治外法権の撤廃を優先して交渉が進められることになりました。

3. 井上外務卿の欧化政策の推進

(1) 明治12年、寺島外務卿に代わって井上馨が外務卿に就任、鹿鳴館に象徴されるいわゆる欧化政策を推進しました。井上外務卿の鹿鳴館政策は、欧米の嘲笑を招き国内ではなはだ評判が悪かったものでしたが、井上外務卿には少し厳しすぎる批判かもしれません。欧化政策の基本は日本の本格的な国際社会への参加のための国内体制の整備でした。明治12年についても、先に述べた外国人の行動制限は維持されており、外国人を居住地域に押し込めて日本人との接触を極力制限する隔離政策が続いていました。このような政策を転換して外国に対して開港ではなく真の開国をする、そして対等の立場で領事裁判権の撤廃と関税自主権の回復を求めるとの基本方針でした。



鹿鳴館



ボアソナード博士

(2) 条約改正会議の展開

井上は、明治15年、各国との予備会議で内地雑居（日本全国を外人の通商、貿易、居住に開放、不動産の取得も認める全国の開放）と治外法権の撤廃を提案しました。そして外国の不信を払拭するために刑法、民法、商法など国内法の整備を進めていきました。

このような方針の下、英國をはじめ欧米諸国と交渉に取組み明治19年5月から各国と条約改正会議を東京で開催、翌年4月には条約改正案にほぼ合意が形成されました。合意案の枠組みは、治外法権の撤廃を優先し、5%の関税率を10%程度に引上げながらも関税自主権の回復を後回しにするものでした。ただし、治外法権の撤廃などの代償として外国人への行動制限の撤廃（内地雑居）、12年間という期限付きでしたが第1審から大審院に至る一連の裁判手続きへの外国人裁判官若干名の任用を受け入れる点が機微なポイントでした。

(3) ボアソナードの反対

ここで司法省法律顧問のボアソナードから横槍が入りました。領事裁判権であれば被告が外国人の場合に限られたが、合意案では日本人と外国人の間の訴訟すべてに外国人裁判官が関与することになり改悪であるとして伊藤総理に強く反対すると申し入れました。フランス人法学者のボアソナードは法律顧問として刑事法典、民事法典等の整備に貢献したほか、台湾出兵の事後処理交渉にも貢献するなどその影響力は大きいものでした。今日の東京大学、法政大学、明治大学においても講義をした我が国近代法学の大恩人でもあります。

井上にしてみれば12年間の期限付きの取扱いであり、就任以来8年間にわたって交渉を積み上げ治外法権の撤廃に道筋をつけた最後の最後に政府内部から異論が出たことは痛恨の極みでした。条約案が外部にも漏れ伝わるにつれ外務省員の小村寿太郎が反対、谷農商務大臣が合意案に反対して辞職するなど、政府内外から反対意見が強まり全国が反対運動で騒然となるに及び、井上外相は進退が窮まり7月に条約改正会議を12月まで延期すると通告、さらには無期限延期とし、9月には失意のうちに辞職に至りました。

(4) この動きに大きな影響を与えたのが、明治19年10月24日のノルマントン号事件でした。

この日、英國の貨物船ノルマントン号が横浜を出港神戸に向いましたが、暴風雨により紀伊半島沖で難破、座礁し沈没しました。この時、英国人船長、英国人及びドイツ人乗組員26名は全員救命ボートで脱出したにもかかわらず、日本人乗客25名は船中に残され全員溺死しました。この事件について、神戸駐在英國領事による海難審判が行われましたが、船長の日本人にボートに乗り移るよう勧めたが、言葉が通じずやむなく日本人を残してボートに乗ったとの陳述が認められ無罪となりました。この一連の出来事に国民の怒りが爆発、その矛先は政府にも向けられました。

外務大臣（明治18年に改称）の井上は兵庫県知事に指示し船長の神戸出船を留めさせ横浜英國領事裁判所に殺人罪で告訴させました。横浜領事裁判所は、船長を有罪とし禁固刑3か月に処しましたが、損害賠償は行われませんでした。

この事件が井上外相の条約改正交渉の最後の詰めの段階と重なり、これまでの様々な事件の記憶も蘇り領事裁判権の撤廃について完全な平等を求める国民意識が高まり交渉挫折に繋がったと考えられています。井上外相が8年にわたり心血を注ぎ欧米各国とも入念な交渉により合意案を取りまとめた最終段階での交渉中断であり井上外相の無念の思いは如何ばかりであったかと思います。

4. 大隈重信外務大臣の登板と交渉の挫折

(1) 井上外相の挫折を引き継いで条約改正を成し遂げようと火中の栗を拾う人は政府内にはいませんでした。井上外相の後、外相を兼任した伊藤総理が白羽の矢を立てたのは野党の大隈重信でした。明治14年の政変で政府から追放された大隈でしたが、条約改正の大業を成し遂げようと積極的でした。伊藤には在野の大隈系の立憲改進党を政府側に引き入れる

政治的思惑もありました。

(2) メキシコとの完全平等条約の締結

こうした中、米国に公使（当時は公使が最上位）として赴任した陸奥宗光がメキシコと対等の条約の締結に成功します。

メキシコは、当時の日本と条約を結んでおらず明治15年に条約締結の打診がありました。井上外相は欧米諸国との交渉に集中して応じませんでした。そこで明治20年の交渉挫折を機に改めて条約締結の申し入れがあり、伊藤総理兼外相はこれに応じたのでした。

明治21年11月に締結された条約は、メキシコに対して日本全国における通商、貿易、居住を開放、不動産の取得も認めるという内地雑居を認める一方で、治外法権は認めず裁判権は相互に自国の法律に基づくこと、貿易については最惠国待遇を相互に供与し、6か月の事前通告で条約の廃棄可能など、完全に対等の条約でした。これまでの条約改正の苦労はいつたい何だったのかとも思いますが、メキシコとはゼロから通商航海条約交渉であったため、我が国の経済発展による国力の伸長と対外的な不平等を認めない国民世論の高揚をメキシコ側も認めざるを得なかつたのでしょうか。

さて、このようにメキシコに内地雑居を認めた場合に、安政の5ヶ国条約で欧米諸国に認めた片務的最惠国条項に基づき欧米各国から同様に内地雑居を認めるよう要求されなかつたのでしょうか。英国は、自国に認められていない内地雑居という有利な待遇を日本がメキシコに認めた以上、日本が第三国（この場合メキシコ）に自国より有利な条件を認めたので最惠国条項に基づき同様の条件を英国にも認めるべきと主張し、欧米各国を巻き込み共同歩調を取らせようとしたが、うまくいきませんでした。

ここで我が国が援用したのが、前々回に米国の特異な通商政策としてご紹介した「条件付最惠国原則」という法理です。英国等の主張する最惠国原則は無条件最惠国原則であるのに対し、我が国はメキシコが領事裁判権を全面的に放棄したので同国に内地雑居を認めたのであり、欧米各国もメキシコと同様、領事裁判権を撤廃するのであれば内地雑居を認めるという条件付最惠国原則をとりました。米国は1778年の米仏通商条約に条件付最惠国原則を盛り込み、以後1922年通商法により1923年に撤廃するまでこの原則を基本的に維持しており、同様の条件付最惠国原則を日本も主張したのです。この大隈外相の交渉方針は効果的で、米国、仏、独などが領事裁判権を撤廃し日本で内地雑居を認められると英國は貿易上不利な立場になると焦りを感じるようになりました。この条件付最惠国原則の法理といえばもっともらしいものですが、要は明治21年までに我が国もその国力を涵養し部分的にはいえ自国の主張を欧米諸国に受け入れさせる地力がついたということが大きいのではないでしょうか。

(3) 憲法違反との疑義の発生

メキシコと平等条約締結を受け、次に大隈外相は、領事裁判権の撤廃で躊躇した井上案を修正して英、米、仏、独、露など主要貿易相手国との交渉に入りました。最恵国原則を条件付にすることで、ある国から不平等条約の是正という譲歩を引き出す見返りに内地雜居という特権をその国に与えても、第三国からの無条件最恵国条約に基づき同様の特権を与えるべきという要求をはねつけることができるので、各国と個別交渉をすることが可能となったのです。こうして明治22年には英國を除き米、独、露と新条約調印にこぎつけました。さらに最後まで粘った英、仏とも交渉が進展、条約改正達成まであと一息の段階に達しました。しかし、ここで別の問題が生じて大隈外相は足をすくわれ交渉は再度挫折することになります。

躊躇は憲法発布というもう一つの国家事業にありました。丁度、明治22年（1889年）2月に大日本帝国憲法が制定され近代法治国家としての法整備の最重要課題が達成されたまさにその時、条約改正案が憲法に抵触するという疑義が生じたのです。

具体的には、条約改正の井上案より改善されたとはいえ、大隈案にも今日の最高裁である大審院に外人の判事を任用するという条項があることがロンドン・タイムズにリークされ明らかになったのです。これまで条約改正交渉は秘密交渉で行われていたため、大隈外相の条約改正交渉に国民の支持がありました。このリークにより大隈案にも外国人裁判官の任用が含まれていることが分かり、これに対する反発が急速に広がっていきました。なお、リークしたのは外国人裁判官の任用に反対し交渉妥結を阻止しようとした外務省高官の小村寿太郎とされています。

外国人裁判官の任用への国民感情の反発に加え、さらに明治憲法第19条の反対解釈により外国人裁判官任用が憲法上認められないのではないか、あるいは第24条の法律に定めた裁判官の裁判を受ける権利を侵害するのではないかといった憲法上の問題まで惹起するにいたりました。

明治憲法

第十九條　日本臣民ハ法律命令ノ定ムル所ノ資格ニ應シ均ク文武官ニ任セラレ及其ノ他ノ公務ニ就クコトヲ得

第二十四條　日本臣民ハ法律ニ定メタル裁判官ノ裁判ヲ受クルノ權ヲ奪ハル、コトナシ

ここに至っても大隈外相は裁判所設置法の附則で調整することで問題は解決できるとしたものの、憲法違反になると法制局長官の井上毅、大蔵大臣の松方正義、通信大臣の後藤象二郎など閣内からも反対意見が続出し、条約改正案を支持する黒田首相、大隈外相は閣内で孤立しました。さらに井上農商務大臣は病気を理由に郷里に戻り、外遊から帰国した山県内務大臣が反対し、伊藤枢密院議長も事態の混乱の責任を取って辞表を提出し、事態の収拾がつかなくなりました。

(4) 大隈条約改正の挫折

10月18日の閣議では条約改正中止論が強まったものの、なお黒田首相、大隈外相は条約締結を譲りませんでした。その閣議から外務省への帰途、大隈外相は条約反対の国粹主義団体の前社員の爆弾テロに遭難、右足切断の重傷を負いました。その後、大隈外相不在のまま閣議で条約改正中止を決定し、大隈を除く全閣僚が辞表を提出、内閣総辞職となり、条約改正を目前としながら再び流産の憂き目にあうこととなりました。

この大隈条約改正案は、各国と調印にまで漕ぎつけながら中止されたものですが、ここで条約の締結手続きについて簡単にご紹介します。

交渉 ⇒ 署名・調印 ⇒ 批准 ⇒ 発効

まず、双方が条約締結のため交渉に入ることでプロセスが始まります。交渉で合意ができたら内容を書面化して文言を確認しこれを確定する手続きが署名・調印となります。通常、署名・調印は両国を代表する交渉権限のある者が行いますので、その段階で条約の内容は確定します。最後の批准という手続は、条約を発効させるための国内の手続きで、今日の日本では内閣が国会の承認をえて批准し天皇の認証を受ける手続きがこれに当たります。そして両国間で批准書を交換し条約が正式に成立し、発効することになります。したがって、各国と署名・調印をした後でこれを中止するというのは、他に例がないわけではありませんが、異例のことで外交上の失態でした。

その後、大隈外相を引継ぎ青木外相（明治23年～24年）、榎本外相（明治24年～25年）が就任しました。青木外相は、これまでの失敗の経緯を踏まえ治外法権に関しては完全な撤廃を求める交渉方針で臨みました。しかし、ロシア皇太子が大津において警察官に襲撃された大津事件の責任を取り辞任するなど成果は上げられませんでした。

5. 陸奥外務大臣の登場と条約改正

(1) 条約改正に向けた体制整備

このような挫折を繰り返してきた難題の解決に向け明治25年8月、伊藤博文が総理大臣に就任、陸奥外務大臣と周到な根回しを重ね条約改正の実現に取組みました。

まず、当時駐独公使であった青木元外相を駐英公使に任命、元外相として英國と条約改正交渉に携わった人脈を活用して交渉に当たらせました。

同時に、国内対策として、条約改正推進論者の衆議院議長の星亨と協力関係を構築しました。自ら属する自由党が条約反対勢力であるにもかかわらず、自らの信念に基づき星は条約改正上奏案を衆議院で可決するなど伊藤・陸奥を支援しました。

具体的な改正案について陸奥外相の政治的工夫により、青木外相改正案に微修正を加え青木案では条約締結後5年後に諸法典の整備を確認して領事裁判権を撤廃するとなっていたものを、陸奥案では条約締結5年後に領事裁判権の撤廃が発効する、その実施は別に交換公文

(両国間で条約施行について文書を取り交わす。) という手続きを経るとされていました。

実質的には英國が法典整備を担保に取っていることは同じですが、青木案では条約締結から5年間は不平等条約、陸奥案では5年後に完全平等条約となるというもので、国内政治的に巧妙な工夫がなされていました。こうして英國との条約改正交渉は進展、明治26年末には最終段階の交渉が行われていました。

(2) 星議長の失脚

ところが、ここにきて星衆議院議長が政争の渦中に巻き込まれ明治26年11月に議長不信任が可決、紆余曲折を経て衆議院議員除名となりました。これにより条約改正に対する議会の雰囲気が一変し反対運動が急速に勢力を拡大しました。その背景は心情的な外人嫌いの攘夷思想による内地雜居反対論でしたが、大義名分は条約勧行運動でした。条約勧行とは、不平等条約で規定された居留地から5里等の一定の距離内の行動しか認めないといた行動規制が実際には柔軟に運用され事実上居留地外の活動が容認されていたことに着目し、この行動規制を厳格に適用して外国人の行動を制約し外国を困らせ政府の条約改正交渉を有利にするというものでした。しかし、その真意は政府に強硬な対外対応を強いて外国サイドの交渉態度を硬化させ条約改正交渉を失敗させようという政局的なものでした。

(3) 条約勧行決議案を巡る政争

このような狙いから12月には条約勧行決議案と関連2法案が上程されましたが、まさに對英交渉が正念場を迎えていたタイミングと重なり、陸奥外相は事態打開のため懸命の政治工作を行います。まず、法案が議事日程に上った段階で議会の一時停会、議会が法案を撤回しない場合には議会解散という強硬手段を取ることを閣議に諮りましたが賛同を得られず、それではと伊藤総理に辞表を提出したところ、総理の慰留に会い最終的には陸奥案が承認されました。

その後、12月19日に条約勧行建議案が上程され、これに対し政府は議会の10日間の停会、停会明けに建議案が再上程されたため衆議院で陸奥外相は後に「歴史的大演説」と称される演説を行い条約勧行建議案の非を示し搖るがぬ開国主義の決意を明らかにしました。この演説は、政争を仕掛ける国内勢力より諸外国に対して政府の開国主義を宣言するものであり、このメッセージは英國をはじめ諸外国にしっかりと届いたようです。

この演説後、直ちに15日間の議会停会措置をとり、議会に建議案撤回の意思がないことから12月30日に議会は解散されました。これにより3月1日の総選挙、5月15日の国会再開までの時間を稼ぎました。

しかし、英國との交渉は最後の詰めが難航し正式交渉は4月を待たねばなりませんでした。英國の首相、外相の交代があり手戻りがあったこともあります、英國が妥協した後に仏、露により有利な条件を与えないことの保証を得たいと最後の最後まで粘る英國の交渉術もあったようです。

さらに、5月に再開された国会は、条約勵行派が勢力を弱めましたが、なお多数派を占めていました。このため、昨年12月の解散を非難する決議が上程され、かろうじて僅少差で否決されたものの、別の議案で同趣旨の修正がなされ決議が可決されてしまいました。これを受け、6月2日に再度衆議院を解散して交渉妥結への不退転の決意を表わし、交渉妥結のための時間を稼ぎました。

この6月2日には、一触即発の状況にあった日清両国間で朝鮮半島情勢が急展開しました。同日、清の朝鮮出兵の情報が入り、国会解散のための閣議で朝鮮出兵を決定、6月4日に日本の朝鮮出兵、同5日には大本営設置、7月25日に豊島沖の海戦と日清戦争が始まりました。

(4) 条約改正の実現へ

このような中、英国はロシアのシベリア鉄道東進を念頭に北海道の函館や釧路への寄港を求めてきました。ここに至って、領事裁判権や関税の問題より対ロシア戦略において日本に何を求めるかというように事態は変化しました。この動きは後にロシアに対抗する日英同盟へと発展していきます。そしてついに7月12日、交渉が妥結、16日に調印となりました。その後、欧米諸国は英国に続き日本と条約改正を認めていきます。

日英通商航海条約では、英國に貿易、通商、居住、不動産所有など内地雑居を認めるなど日英双方に領域内での経済活動の自由を認めるとともに領事裁判権を認めず治外法権を撤廃しました。また、関税については、付属議定書で英國関心品目39品目について税率を譲許し、その他の税率を5%から15%に引き上げました。ここでは治外法権の撤廃は完全に実現しましたが関税自主権の回復は部分的なものに留まりました。しかし、何よりも大きなポイントとしてこの条約により、条約期限の設定に成功したのです。

(5) 条約期限の設定

第二十一條

- ①本條約ハ調印ノ日ヨリ少クモ五箇年ノ後迄ハ實施セラレサルモノトス
- ②而シテ日本帝國政府ニ於テ本條約ヲ實施セント欲スル旨ヲ大不列顛國政府ニ通知シタル後一箇年ヲ經ルニ非サレハ實施セラレサルモノトス
- ③尤此ノ通知ハ調印ノ日ヨリ四箇年ヲ經タル後何時ニテモ爲スコトヲ得ヘシ
- ④又本條約ハ其ノ實施ノ日ヨリ十二箇年間效力ヲ有スルモノトス
- ⑤兩締盟國ノ一方ハ本條約實施ノ日ヨリ十一箇年ヲ經過シタル後ハ何時タリトモ本條約ヲ終了セント欲スル旨ヲ他ノ一方へ通知スルノ權利ヲ有スヘシ
- ⑥而シテ此ノ通知ヲ爲シタル後十二箇月ヲ經過シタルトキハ本條約ハ消滅ニ歸スヘキモノトス (①～⑥は筆者による)

上記第21条は、以下のように条約に期限を設定するものでした。

- ①この条約は調印後5年間は実施（発効）しない。
- ②条約は日本政府から英政府への通知1年後に実施（発効）する。
- ③この通知は条約調印の4年後からいつでもできる。
- ④条約は、発効後12年間効力を有する。
- ⑤条約発効後、11年間経過すれば条約終了の通知できる。
- ⑥条約終了の通知後12か月経過すれば条約は消滅する。

したがって、日本側がすべての権利を滞りなく行使すれば、明治27年（1894年）の改正条約調印の5年後、明治32年（1899年）に条約発効、協定税率が部分的に維持され関税自主権については完全回復とはなりませんでしたが、内地雜居を認めることの代償として領事裁判権は撤廃され対等な条約となりました。そして、条約に12年間の期限を付すことに成功したので、日英相互の納得する関税取決めに合意出来なければ、日本が一方的に条約を破棄する権利を行使すればよいことになり、関税問題解消は時間の問題となつたことになります。ここにおいて不平等条約改正という我が国の悲願はようやく目途がついたといえます。とはいえて発効まで5年、有効期限12年とあわせて17年間確保した英國の粘っこい交渉にも感心します。

6. 小村寿太郎外務大臣による条約改正の完成

- (1) 日清戦争後には日英同盟締結（1902年）、日露戦争（1904年）、ポーツマス条約（1905年）など国際関係には大きな動きがありましたが、条約改正については日英通商航海条約の敷いたルートに沿って進みました。すなわち、小村寿太郎外務大臣は条約発効後12年目に当たる明治44年（1911年）の1年前に条約の終了通知を行い欧米各国と新たな条約締結のための交渉に入りました。
- (2) その結果、明治44年4月に米国と関税自主権を回復した日米通商航海条約を調印、同4月に英國とも改正通商航海条約が結ばれるなど、条約改正という長年の国家的事業が完結することになりました。陸奥外務大臣が朝鮮を巡る清との戦争直前の緊迫した状況のなかで、国内では政治権力闘争による対英条約改正交渉への妨害工作で交渉決裂の瀬戸際まで追い込まれながら、その条約改正にかける信念により国会停会、2度にわたる解散など強引ともいえる政治的手腕を發揮し、各国の信頼をつなぎ留め国内政局を乗り切ったことに驚きを禁じえません。

7. むすび

このような経緯をへて安政元年（1854年）の日米和親条約にはじまる不平等条約が、57年という2世代にもわたる交渉によってようやく解消され、我が国が欧米中心の国際社会に對等な一員として参加することになったのでした。このための交渉に井上外務卿、大隈外務大臣、陸奥外務大臣、小村外務大臣をはじめ日本政府は心血を注ぎましたが、同時に悲願達成の背景に国内法制度の整備、経済社会の発展、軍事力の強化など我が国の総合力の伸長があつたことも重要な要因と考えられます。江戸時代の鎖国政策により国際社会からの孤立を選び国内の安寧を得た代償として、幕末の危機を迎えた我が国が存立すら危ぶまれた時もありましたが、この危機を乗り越え、幕末の負債である不平等条約を先人が厳しい国際情勢の中で国家の舵取りを誤らず長年の苦難に耐え解消したことについて筆舌に尽くしがたい感謝の思いを持たざるを得ません。

【連載】（第3回）

インボイス制度・電子帳簿保存法改正による 情報電子化の状況と生鮮流通業界の現在

株式会社ジャスタコンサルティング
代表取締役 石田 健太

1. 法規制によるデジタル推進

第2回の記事では、筆者が過去に支援した商品情報共通化の事例を基に「生鮮食品における情報電子化の特徴」と「効率化に留まらない付加価値創出」の重要性を解説いたしました。当然のことながら本稿の読者は生鮮流通の実務に携わる方が多いと存じますが、実務的とはいえ、生鮮以外の食料品や食料品以外の商材と比較した場合の生鮮EDI導入のポイントについてお役に立てれば嬉しく感じます。今回は法整備の観点から情報電子化・生鮮EDI導入の意義やポイントについて論じていきたいと思います。

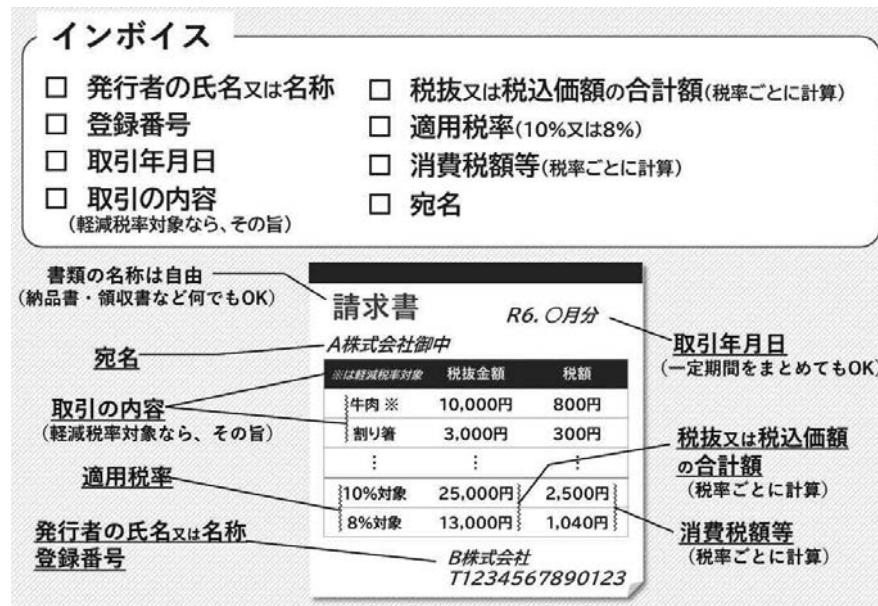
政府は中小・零細企業に対する情報化・DX推進の一環としてインボイス制度（適格請求書等保存方式制度；令和5年10月1日開始）や電子帳簿保存法改正（令和6年1月1日開始）を相次いで適用しています。それぞれ開始から1年半以上が経過し中小・零細企業における情報化・DXは推進したのかどうか。また、付加価値は創出できたのか。それぞれの制度の要点と共に情報電子化の現在地点を見ていきたいと思います。

2. インボイス制度

適格請求書等保存方式、通称「インボイス制度」は、企業間の取引における消費税の取り扱いを大きく変える制度です。インボイス制度は、売り手が買い手に対して正確な適用税率や消費税額などを伝えるための制度で、軽減税率による複数税率化に伴い施行されました。買い手が仕入税額控除を受けるためには、原則として、適格請求書発行事業者が発行した「適格請求書（インボイス）」の保存が必要になります。従来の請求書に必要な記載事項に加え、適格請求書には以下の項目が追加で必要になります。①適格請求書発行事業者の氏名または名称と登録番号、②課税資産の譲渡等を行った年月日、③課税資産の譲渡等に係る税抜または税込の対価の額と適用税率、④税率ごとに区分した消費税額等。これらの要件を満たさない請求書では、買い手は原則として仕入税額控除を受けられません。

インボイス制度の導入は、請求書業務に複雑さと負荷を与えていました。まず、記載すべき項目の増加により、登録番号や消費税額の端数処理など、厳格なチェックが求められるため、手作業でのエラー発生リスクが増大します。また、買い手側は、受領した請求書が「適格請求書」の要件を満たしているかを確認し、正しく保存する必要があります。更には、インボイス制度

図1 インボイス記載事項



出所：国税庁「インボイス記載事項チェックシート（令和6年3月改定）」

とほぼ同時期に要件が緩和された電子帳簿保存法（電帳法）は、電子データで受け取った請求書（PDF、メールなど）を電子データのまま保存することを義務づけています。インボイス制度によって電子データでのやり取りが増えるほど、電帳法への対応（タイムスタンプや検索機能の確保など）が必須となります。これら、記載項目の増加とチェックの複雑性、請求書受領・保管業務の増加、各種法制度への対応により電子化（ペーパーレス化）の必要性が高まりました。

請求書関連業務の電子化については次の要件が求められます。発行側は、登録番号、税率ごとの区分、消費税額の正確な計算と表示（端数処理のルール統一）など、適格請求書の要件を完全に満たした請求書を自動で作成できるシステムが必要となります。また受領側は、紙、電子メール、Webシステムなど多様な形式で届くインボイスを一元管理し、適格請求書であるかどうかの自動判別（登録番号の確認など）、記載内容のデータ化（OCRなど）、電子帳簿保存法の要件を満たした保存・管理の処理を自動化することが求められます。更には、受領・発行したインボイスのデータが、仕訳入力や支払承認などのワークフロー、最終的な会計システムへシームレスに連携されることで、経理業務全体の大幅な効率化と正確性の向上が期待できます。

3. 電子帳簿保存法改正

インボイス制度の項でも取り上げた電子帳簿保存法（正式名称：電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律）は1998年に制定された法律です。企業が会計ソフトなどを使い始めた中で、紙による保存義務が業務の足枷となっていた状況を

改善すべく、一定の要件を満たせば国税関係の帳簿や書類を電子データでの保存が認められることとなりました。ただ、電子データは改ざんや削除が容易であり、検出も困難という特性があるため、電子保存を認めるにあたって「データの真実性（データが正しいこと）」と「可視性（データを確認できること）」を担保するための厳格なルールを設ける必要があったことから制定されたものです。

令和6年改正は「電子取引データ」の保存義務化と、電子保存要件の緩和が主な柱となっています。「電子取引データ」とは電子メールでやり取りした請求書や領収書のPDF、ECサイトの利用明細、クラウドサービスで受領したデータなど、電子的に授受したすべての取引情報が対象となります。そして、改正後も変わらず求められることとしては「データの真実性」を確保することです。保存した電子データが、改ざんされていないことを証明するための措置が必要となります。具体的には、①タイムスタンプの付与、②訂正・削除の履歴が残る、または訂正・削除ができないシステムを利用する、③訂正・削除の事務処理規程を定めて運用する、といった措置が求められます。また、保存した電子データを「取引年月日」「取引金額」「取引先」の3つの項目で、直ぐに検索して確認できることを確保する必要があります。更には、請求書や領収書のスキャンデータや電子データが、経費精算システム、会計システム、ワークフローシステムとスムーズに連携することが電子化のメリットを最大限に享受するための必要条件となります。領収書をスキャンしたデータが、人の手を介さずに経費精算の申請に使用され、

図2 電子帳簿保存法改正 帳簿・書類保存要件

パソコン等で作成した帳簿・書類をデータで保存するためのルール

| 要件概要 | | | 帳簿 | 書類 |
|--|---|--------------------------------|-----------------------|-----------------------|
| | | | 優良 | その他 |
| 記録事項の訂正・削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認できる電子計算機処理システムを使用すること | | | <input type="radio"/> | — |
| 通常の業務処理期間を経過した後に入力を行った場合には、その事実を確認できる電子計算機処理システムを使用すること | | | <input type="radio"/> | — |
| 電子化した帳簿の記録事項とその帳簿に関連する他の帳簿の記録事項との間において、相互にその関連性を確認できること | | | <input type="radio"/> | — |
| システム関係書類等（システム概要書、システム仕様書、操作説明書、事務処理マニュアル等）を備え付けること | | | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |
| 保存場所に、電子計算機、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作マニュアルを備え付け、記録事項を画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できるようにしておくこと | | | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |
| 検索要件 | ① | 取引年月日、取引金額、取引先により検索できること | <input type="radio"/> | — |
| | ② | 日付又は金額の範囲指定により検索できること | <input type="radio"/> | — |
| | ③ | 2以上の任意の記録項目を組み合わせた条件により検索できること | <input type="radio"/> | — |
| 税務職員による質問検査権に基づく電子データのダウンロードの求めに応じることができるようにしておくこと | | | — | <input type="radio"/> |
| | | | ※1 | ○ |
| | | | ※2 | ○ |
| | | | ※3 | ○ |

※1 検索要件①～③について、ダウンロードの求めに応じができるようとしている場合には、②③の要件が不要。

※2 「優良」欄の要件を全て満たしているときは不要。

※3 取引年月日その他の日付により検索ができる機能及びその範囲を指定して条件を設定することができる機能を確保している場合には、ダウンロードの求めに応じができるようとしておくことの要件が不要。

優良な電子帳簿に関する過少申告加算税の5%軽減措置

一定の帳簿を優良な電子帳簿（上記ルールのうち「優良」欄の要件をすべて満たしている帳簿）として保存している場合には、後からその電子帳簿に関連する過少申告が判明しても過少申告加算税が5%軽減される措置を受けることができます（あらかじめ届出書を提出している必要があります。）。

対象となる帳簿の範囲や「優良」欄の要件を確認するためのフロー図などを国税庁ホームページに掲載しておりますのでご確認ください。

出所：国税庁「電子帳簿保存法はじめませんか、帳簿・書類のデータ保存（令和6年1月以降用）」

承認ワークフローを経て、最終的に会計ソフトの仕訳データとして自動登録される仕組みを構築することで、経理業務全体の大幅な省力化に繋がるためです。

但し、従来は請求書などの電子保存を始めるにあたり、事前に税務署長へ申請し、承認を得る必要があった点が原則不要になるなど、経理業務電子化に対するハードルは引き下げられることとなり、電子化への移行は行き易くなっています。

4. 流通商取引電子化業界の動向

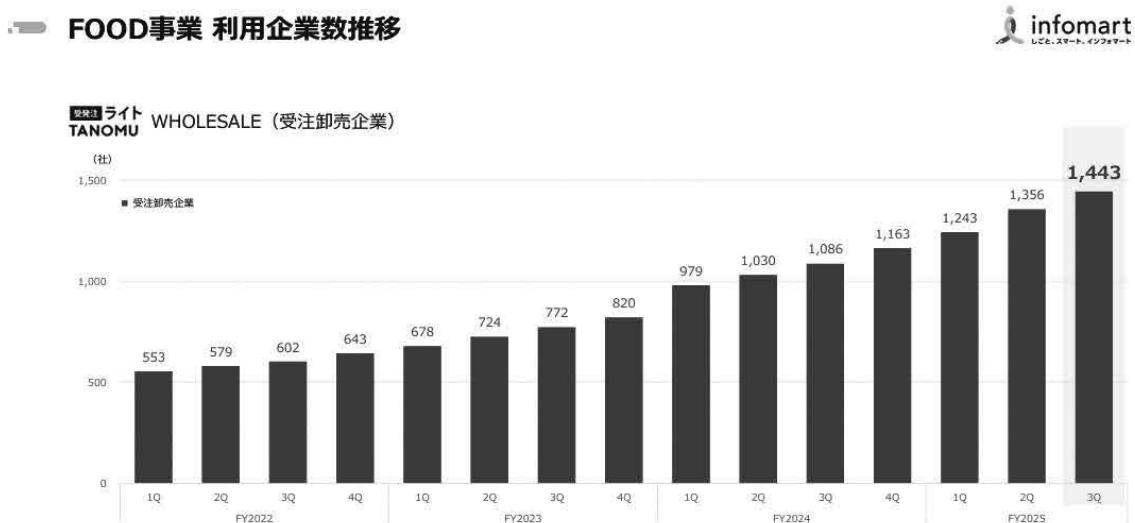
こうした法制度の整備・改正は取引電子化を推し進めたのでしょうか。企業間プラットフォームサービスを提供している主要プレイヤーである株式会社インフォマート、株式会社ラクスの決算を見てみたいと思います。

4-1. 株式会社インフォマート

株式会社インフォマートは業界・企業規模を問わず利用可能なクラウドサービス型のプラットフォームを展開しており、特に食品業界でのシェアが強みとなっています。インボイス制度・電子帳簿保存法改正にも対応されています。同社の決算報告資料「FOOD事業におけるサービス利用企業数の推移」を見ると、電子帳簿保存法改正が施行された2024年第1期（2023年第4期比+19.4%）から利用企業数が拡大していることが分かります。

むしろ、同社2024年12月期の決算報告書において「インボイス制度特需が予想以上に落ち着き、新規利用が遅れた」として計画上はより多くの新規利用を見込んでいた状況も見て取れます。

図3 株式会社インフォマート FOOD事業利用企業者数推移



出所：株式会社インフォマート「2025年12月期第3四半期決算報告資料」

図4 株式会社インフォマート 2024年12月期第4四半期・通期（計画比）

2024年12月期 第4四半期・通期（計画比）



※FY2024通期計画：2024年2月14日公表 連結業績予想

| | FY2024 1Q 実績 | FY2024 2Q 実績 | FY2024 3Q 実績 | FY2024 4Q 実績 | FY2024 計画 | FY2024 通期 実績 | 差異 |
|--------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------|--------------------|------|
| 【売上高】 | | | | | | | |
| BtoB-PF FOOD | 3,519 | 3,694 | 4,030 | 4,386 | 16,086 | 15,630 | -455 |
| BtoB-PF ES | 2,164 | 2,271 | 2,610 | 2,903 | 9,767 | 9,949 | 181 |
| 【売上原価】 | 1,355 | 1,422 | 1,420 | 1,483 | 6,318 | 5,681 | -637 |
| BtoB-PF FOOD | 1,578 | 1,635 | 1,522 | 1,241 | 6,412 | 5,977 | -434 |
| BtoB-PF ES | 948 | 964 | 892 | 608 | 3,482 | 3,414 | -68 |
| 【売上総利益】 | 630 | 670 | 630 | 633 | 2,929 | 2,564 | -364 |
| BtoB-PF FOOD | 1,941 | 2,058 | 2,508 | 3,144 | 9,674 | 9,653 | -20 |
| BtoB-PF ES | 725 | 751 | 790 | 850 | 3,389 | 3,116 | -272 |
| 【販管費】 | 1,711 | 1,978 | 2,146 | 2,615 | 8,674 | 8,452 | -221 |
| BtoB-PF FOOD | 919 | 1,081 | 1,187 | 1,401 | 4,755 | 4,589 | -165 |
| BtoB-PF ES | 792 | 897 | 959 | 1,214 | 3,918 | 3,863 | -55 |
| 【営業利益】 | 229 | 80 | 361 | 528 | 1,000 | 1,200 | 200 |
| BtoB-PF FOOD | 296 | 225 | 530 | 892 | 1,529 | 1,944 | 415 |
| BtoB-PF ES | -67 | -146 | -169 | -363 | -529 | -746 | -217 |
| 【経常利益】 | 227 | 77 | 356 | 525 | 780 | 1,187 | 406 |
| 【当期純利益】 | 202 | 30 | 300 | 122 | 539 | 655 | 116 |
| 売上高売上総利益率 | 55.2% | 55.7% | 62.2% | 71.7% | 60.1% | 61.8% | 1.6% |
| BtoB-PF FOOD | 56.2% | 57.5% | 65.8% | 79.0% | 64.3% | 65.7% | 1.3% |
| BtoB-PF ES | 53.5% | 52.8% | 55.6% | 57.3% | 53.6% | 54.9% | 1.2% |
| 売上高営業利益率 | 6.5% | 2.2% | 9.0% | 12.1% | 6.2% | 7.7% | 1.5% |
| BtoB-PF FOOD | 13.7% | 9.9% | 20.3% | 30.7% | 15.7% | 19.5% | 3.9% |
| 売上高経常利益率 | 6.5% | 2.1% | 8.8% | 12.0% | 4.9% | 7.6% | 2.7% |

©Infomart Corporation 6

出所：株式会社インフォマート「2024年12月期第4四半期決算報告資料」

4-2. 株式会社ラクス

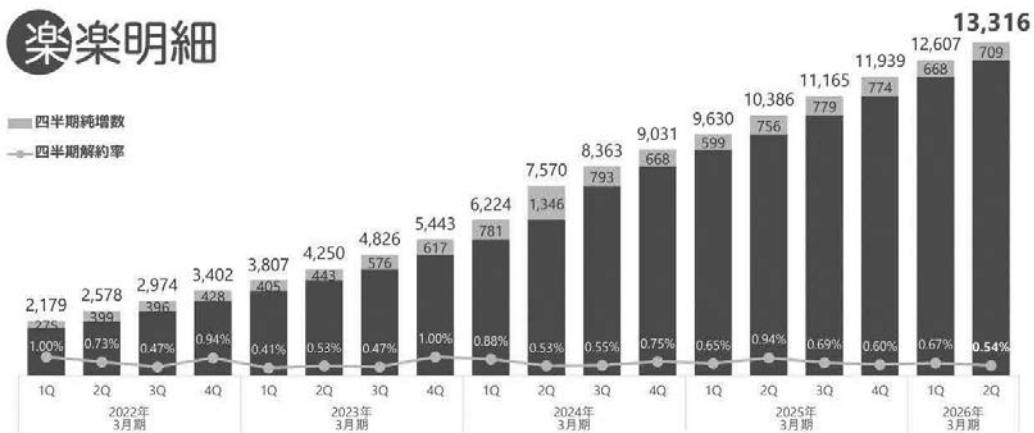
株式会社ラクスは幅広い企業のバックオフィス業務のDXを支援しており、請求書発行の効率化で大きなシェアを持っています。同社の請求書発行サービスである「楽々明細」の顧客数

図5 「楽々明細」アクティブ顧客数および解約率推移

楽々明細 アクティブ顧客数および解約率推移



2024年10月の郵便料金値上げによる一時的な需要拡大のため、前年同期比では減少も、底堅く推移
季節要因もあり第1四半期より新規獲得が加速したことに加え、解約率は低位で推移



*アクティブ顧客：課金中の顧客数

**四半期純増数：新たに課金を開始した顧客数から解約顧客数を差し引いた純増減

***四半期解約率：四半期の解約合計÷直前四半期末のアクティブユーザー

© RAKUS Co., Ltd. 20

出所：株式会社ラクス「2026年3月期第2四半期決算説明資料」

推移も2024年期を境に増加しています。また、同社は解約率についても公開していますが、その割合も低位で推移していることが分かります。

こうしたバックオフィス業務のプラットフォームサービスを提供する各社の動向を見れば「インボイス制度や電子帳簿保存法改正は食品業界を含む事業者において経理業務電子化を推し進めている」ことが言えるのではないかと思います。

5. 制度改正はコストか付加価値か

経理業務電子化を推し進めているインボイス制度と電子帳簿保存法改正の要点を改めて整理すると、インボイス制度は「適格請求書発行事業者の登録番号などの収集と確認」及び「税務計算の厳密化」であり、電子帳簿保存法改正は「電子取引データの真実性・可視性の確保」であることが言えます。それら制度への対応のために経理業務電子化に取り組む企業が増えていることは事実ですが、これが「制度対応へのコスト」であるか、「業務効率化・生産性向上に向けた投資」となるかによって、より波及するか否かは分かれるのではないかと思います。実際、インフォマート社における「インボイス制度特需が予想以上に落ち着き、新規利用が遅れた」との観測は、制度改正が「DX推進による付加価値向上に向けた要件緩和」と必ずしも受け止められなかつたこととのギャップから生じたのではないかとも考えられます。

この「制度対応へのコスト」か、「業務効率化・生産性向上に向けた投資」との見られ方の違いは電子化対応・非対応の判断だけでなく、導入企業にとってもその後の展開に大きな差が出るものと思われます。「業務効率化・生産性向上に向けた投資」と解釈されれば、電子化による既存業務の生産性改善だけでなく、情報連携・横断による業務改革・付加価値創出に向けた更なる投資・戦略に発展していくことが想定されます。ただ、「制度対応へのコスト」であれば制度対応に必要な最低限の機能のみ電子化を行うに留まるでしょう。それはインフォマート社の様なプラットフォームサービス事業者にとっても最低限のサービスプランの提供にしか繋がらないことで、利用企業数は増加してもサービス単価の向上に寄与しなくなってしまう。導入事業者にとってもプラットフォームサービス提供事業者にとっても大きな違いとなってしまいます。一過性のコストとしてではなく、構造変革としての投資とすることが、電子化対応だけでなく本格的なDXへ繋げるために必要な点となります。

6. 生鮮流通で電子化は普及しているか

こうしたインボイス制度・電子帳簿保存法改正は生鮮流通に関するプレイヤーにも当然の様に当てはまるものです。では、ここまで挙げたような請求書・帳簿の電子化は生鮮流通でも進んでいるでしょうか。詳細なデータはありませんし、個社単位でそうしたサービスの利用・検討を始めている例はあるのでしょうか、ほぼ進んでいないという状況ではないでしょうか。

「制度対応へのコスト」という認識は持っていても既存の会計ソフトのアップデートや手作業の追加などで済ませてしまっている状況ではないかと推察いたします。食品卸のプレイヤーと比べても生鮮流通・卸は制度対応による電子化の波を殆ど受けていない特殊な業種となってい

るのではないでしょうか。

こうした状況はより深堀する必要があると言えます。前回も引用した「生鮮EDI会報」第101号（令和5年9月）に掲載された株式会社kikitoriの上村氏による記事で青果物流通におけるデータ連携の課題をもう一度深堀してみたいと思います。

6-1. 農産物は工業製品と異なり全国的な基準の統一が不可能に近い

6-2. 各地域、事業者、品目ごとに様々な処理方法が存在するため、独自仕様のシステムとなりやすい

6-3. 需給が天候により変動するため、業界内のパワーバランスが常に不安定

上記3点の課題について「全国的な基準の統一が不可能に近い」というその本質は「基準の統一に向けた意識が低い」ことにあるのではないでしょうか。日本の流通業界は生鮮流通だけでなくFAX・電話での受発注や複雑なリベート計算などアナログな慣習が根付いている業界である。日用品・化粧品業界ではそのような秩序の無い状況を打破しようとライオンやユニ・チャーム、資生堂などの業界リーダーの共同出資によって業界標準を定めようと株式会社プラネットを設立した経緯があります。同社は、日用品・化粧品業界に特化したEDIサービスとして業界独占的な地位を占めています。生鮮流通は6-2、6-3で挙げられているように各地域でいわば独立した流通風土・文化が形成され、業界リーダー自体が生まれにくく、こうした機

図6 株式会社プラネットの出資会社（同社沿革より）



▶ 日本語 ▶ English

サービス 知る・役立つ・参加する ニュース 企業情報 株主・投資家向け情報 採用情報

HOME > 企業情報 > プラネットのあゆみ

プラネットの歩み

1985年 8月 (株)プラネット発足 資本金:240百万円

出資会社

ライオン(株) ユニ・チャーム(株) (株)資生堂 サンスター(株) ジョンソン(株)

十條キンバリー(株)(現:日本製紙クレシア(株))

エステー化学(株)(現:エステー(株)) 牛乳石鹼共進社(株) (株)インテック

出所：株式会社プラネット「企業情報 プラネットのあゆみ」

運が生まれにくい状況が形成されてしまったのではないかでしょうか。生鮮流通では「生鮮食料品という商材の特性」に標準化・電子化のハードルがあると思われがちですが、商材特性よりも標準化に対する意識の方がよほどハードルになっていると考えます。

6-4. 年配の生産者（流通事業者の担当者も高齢化）が多く、ITツールが苦手な人が多い。

上記課題では、ITツールの得手不得手は当然存在しますが、ユーザーインターフェース（UI）は日々改善されてきていますし、それだけの問題でもないように感じます。ITツールへのアレルギーというよりは、「将来のコスト」よりも「現在の資金流出」を極端に嫌う経営方針が災いしているように感じます。これはオーナー系の中小企業に多い傾向であり、ベンダー側のUI改善だけでは障壁の解消には繋がりづらく、業界全体で流通に秩序を持たせる取り組みが必要なのではないかと感じます。

7. 生鮮流通における電子化の意義ともうひとつの障壁

では、改めて生鮮EDIの普及拡大には何が必要か検討してみたいと思います。単純な効率化・精度向上といった業務改善ではなく、より付加価値を追求していくべきとは前回の連載における締め括りでありましたが、今回はより制度的な観点からその意義を探ってみたいと思います。

直近の食品流通は「コメ騒動」を中心に流通に対する不信感が世の中に漂っているのではないかと感じます。生鮮流通に目を移せば、宮城県・塩竈市の水産地方卸売市場において卸売会社が約10年間に亘って架空会社を通じた水揚げ代金の不適切な取引が報じられ、1か月間の業務停止となりました¹。こうした状況において取引の透明性確保は社会に対する信頼獲得に向けて必要な措置であると考えられます。

インボイス制度や電子帳簿保存法改正は「どういう事業者と、どのような取引を行い、どういう税制区分か」を「改ざんされない状況で」保管し、明示できるための制度であり、生鮮流通業界は積極的にこの制度に基づく情報電子化を進めるべきであると考えます。そしてそれは、個社単位ではなく卸売市場あるいは加盟している組合単位で取り組むべきであるとも考えます。卸売市場の再整備ではハード面の改修が主体となっていますが、最近では働き方を含めたソフト面の機能強化も求められています。そのような中で業務効率化と取引の透明性を同時に図る試みが必要であると考えます。また、個社での導入に任せのではなく、組合単位で各社の状況等に合わせ共通のシステムを運用していくなど、一体となった取り組みとして進めていく必要があります。

一方で、卸売市場での取引はインボイス制度の対象外特例²が適用されており、生鮮流通関

1 みなと塩釜魚市場株式会社「当社に対する施設使用許可停止処分を受けてのお詫びと対応策について（2025年1月23日）」<https://shiogama-fishmarket.co.jp/wp-content/uploads/2025/01/%E3%80%90%E3%83%AA%E3%83%AA%E3%83%BC%E3%82%B9%E3%80%912025.1.23%E4%BB%98.pdf>

2 農林水産省「適格請求書等保存方式（インボイス制度）における卸売市場特例の対象となる卸売市場について」<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/sijyo/info/221001.html>

* 卸売市場特例に関する届け出を提出し、農林水産大臣からの確認を得られた場合

係者としては積極的な電子化に向けた動きの必要性が求められていない状況にあります。本特例に関しては、卸売市場における委託販売、即ち出荷した段階で販売価格が確定していないケースが多く、出荷段階でインボイス発行が困難であるなどの理由から制定されているものです。当然、制度に対する対応に向けた一定の猶予期間や配慮はあってしかるべきだと思いますが、流通が滞った際に「卸が不正に利益を得ているのではないか」などの疑念を持たれかねない現況において、こうした特例に守られている状況は卸流通に対する不信感を増長されかねない、危険な状態であるとも考えられます。卸売市場は安定的に公平な流通を掲げている一方で、こうした制度の特例が他業界に比べて取引の透明性を客観的に証明できなくなっている矛盾が生じているのです。

8. おわりに

今回は制度的な視点から情報電子化に求められる内容の変化と制度に伴う情報電子化普及の状況を記しました。インボイス制度と電子帳簿保存法改正により、「適格請求書発行事業者の登録番号などの収集と確認」及び「税務計算の厳密化」とそれら「電子取引データの真実性・可視性の確保」が求められることとなり、対応するためにバックオフィス業務のプラットフォーム提供企業は利用者数を拡大していることから、制度改革は情報電子化を後押ししている状況が確認できました。

一方で、生鮮流通はこうした制度改革にも“特例”措置により、他業界に比べ一層情報電子化から後れを取ってしまっている状況となっているよう感じます。流通に対する信頼性が揺らぐ中において、“特例”措置を受けている状況は業界にとってプラスとなり得るのか。現状に甘んじることなく、意思を持った情報化の推進を進めていくことが求められます。

令和7年度 第2回先進事例見学会の概要

株式会社ヒューテックノオリン 埼玉支店

【開催日：令和7年11月25日（火）／参加人数：18名】

SGホールディングスグループ（純粹持株会社SGホールディングス株式会社と、その傘下にある佐川急便株式会社をはじめとした事業会社で構成された総合物流企業グループ）において、主要な事業会社である株式会社ヒューテックノオリンは、低温食品物流事業を担う「食品の安心と安全を物流の分野で支えている」会社です。

ヒューテックノオリン埼玉支店（さいたま市岩槻区）は、冷凍食品の共同配送や店舗病院食材物流を担う関東地区有数の支店です。支店（センター）内では、自動倉庫等を活用した効率的なセンター運営と同時に、自主的な環境保全活動を促進することによりさいたま市から令和6年度「さいたま市環境負荷低減計画優秀事業者」として表彰されています。

今般、株式会社ヒューテックノオリンのご厚意により、会員向けに「株式会社ヒューテックノオリン埼玉支店」を見学させていただきました。その概要について以下にご報告します。

◆ 株式会社ヒューテックノオリン埼玉支店について

株式会社ヒューテックノオリン埼玉支店は、2016年1月に竣工した、株式会社ヒューテックノオリンの3温度帯に対応した最大級の物流総合施設です。立地としては、東北自動車道岩槻ICから約15分（約4.5Km）に位置し、物流拠点としては好立地となっております。

施設としては、倉庫棟が3階、事務所棟が5階となっており、入出荷可能なバースは、1階（24バース）と2階（21バース）部分にあり、2階にはスロープでトラックが上がる構造となっています。

敷地面積は約8,000坪、延床面積は約9,000坪で、自動ラックの吹き抜けがあるため仮想床面積が計算されています。収容能力としては、T11型パレットで約3万パレット分となっており、約100万梱換算となっています。



施設内の特徴的な設備、機器等としては、主に下記の様になります。

- ① 24時間監視カメラ（101台）を備え、外部に向けてのフードディフェンスを強化
- ② 均等散開通路方式の移動ラック倉庫採用で、作業・冷却効率の向上を実現
- ③ 入出庫作業を全てコンピューター制御の搬送機とスタッカークレーンで行う自動ラック倉庫の導入
- ④ コンベアラインを周回式有軌道台車に変えたことによる出庫及び再入庫能力の向上
- ⑤ 計量DASシステム（810間口）の導入による仕分数量の自動チェック



施設・設備・概要

【規模】

| | |
|------|---|
| 倉庫棟 | : 1階 鉄筋コンクリート造（一部SRC造） 2、3階 鉄骨造（一部SRC造） |
| 事務所棟 | : 鉄骨鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造 5階建て |
| 敷地面積 | : 26,308.85 m ² (7,958.43坪) |
| 建築面積 | : 13,191.94 m ² (3,990.56坪) |
| 延床面積 | 収容能力 |
| 1階 | 11,141.10 m ² (3,370.13坪) 22,191.33t |
| 2階 | 9,163.90 m ² (2,772.05坪) 41,125.29t |
| 3階 | 4,905.99 m ² (1,484.04坪) 8,987.27t |
| 仮想床 | 17,212.41 m ² (5,206.69坪) |
| 計 | 29,882.20 m ² (9,039.36坪) 72,303.89t |

【施設・設備】

| | |
|------------|--|
| ドックシェルター | : 1階 24バース（エアシェルター2基） 2階 21バース（エアシェルター2基） |
| 垂直搬送機 | : 6基 (2~3階) シグマリフター: 1基 (1~3階) |
| 貨物用エレベーター | : 1基 (1~3階) |
| リーチフォークリフト | : 50台 |
| 24時間監視カメラ | : 101台 |
| セキュリティゲート | : 3基 |
| 冷却設備 | : 1~3階荷捌室 内部陽圧空調設備 (1階・2階) |
| 温度管理 | : 集中温度管理システム |
| 全館LED照明 | |

【収容能力】

| | |
|------------------|--------------------------------------|
| 1階: 移動ラック倉庫 (冷凍) | 36,822.88 m ² (6,794 棚) |
| 移動ラック倉庫 (チルド) | 545.98 m ² (630 棚) |
| 移動ラック倉庫 (定温) | 818.97 m ² (924 棚) |
| 2階: 自動ラック倉庫 (冷凍) | 82,245.05 m ² (16,254 棚) |
| 移動ラック倉庫 (冷凍) | 4,565.58 m ² (1,033 棚) |
| 3階: 移動ラック倉庫 (冷凍) | 14,294.13 m ² (3,586 棚) |
| 計 | 139,292.57 m ² (29,221 棚) |

【情報システム】

| |
|---------------------|
| 基幹OAシステム |
| ・倉庫管理システム 自社開発 新WMS |
| ・デジタル運行管理システム |
| ・自動配車システム |
| 物流管理システム |
| ・自動倉庫管理システム |
| ・無線LANシステム |
| ・ハンディーターミナル 52台 |

【物流設備・機器】

| |
|---|
| 自動ラック倉庫 |
| ・能力 : 入庫 200PL/H 出庫 355PL/H |
| ・スタッカーカークレーン : シングルフォーク 10台 |
| ・遠隔監視モニター : 3台 |
| ・ピッキングステーション : 2階ピッキング 6ライン 3階ピッキング 2ライン |
| ・空バレットマガジン : 4台 |
| ・周回式有軌道台車 : 13台 |
| デジタルアソートシステム : 810間口 |
| 自動ラベル発行機 : 2ライン |

【車両】

病院食材センター: 25台 首都圏共配センター: 35台

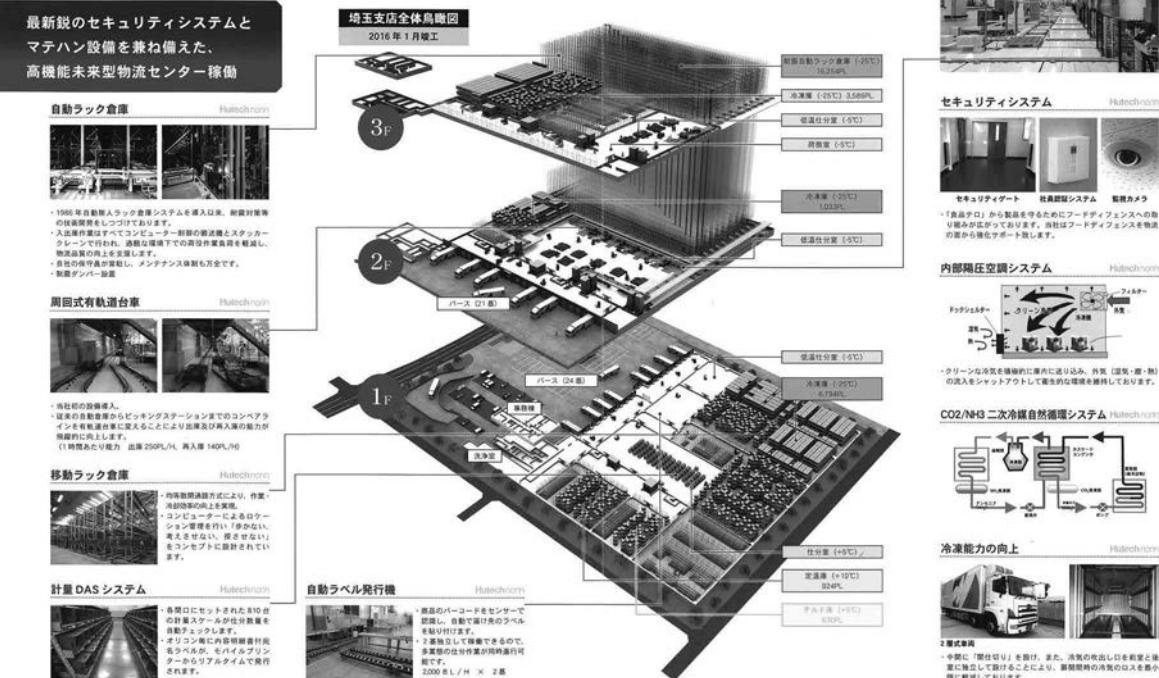
【AEO制度】

当社は特定保税承認倉庫業者です。（税関承認）
埼玉支店も28年5月、保税倉庫の認可を受けました。



(株式会社ヒューテックノオリン埼玉支店 パンフレットより)

3 温度帯に対応した当社最大級の 物流総合施設稼働!



(株式会社ヒューテックノオリン埼玉支店 パンフレットより)

◆ 見学会実施状況

【挨拶及び概要説明】

はじめに生鮮取引電子化推進協議会佐南谷事務局長より、御礼と共に挨拶をさせていただき、株式会社ヒューテックノオリン開発事業部企画第二グループ 今園グループ長よりご挨拶を頂きました。

その後、株式会社ヒューテックノオリン広域事業部埼玉支店の針ヶ谷支店長から株式会社ヒューテックノオリン埼玉支店に関する説明を頂きました。



【現場見学】

株式会社ヒューテックノオリン埼玉支店針ヶ谷支店長、片桐副支店長他皆様のご案内の下、株式会社ヒューテックノオリン埼玉支店の見学を行いました。今回は施設内の撮影が難しいというお話を頂いていたので、参加者は先進的な3温度帯の物流施設内の設備・機器の説明を受けるたび、真剣に且つ目に焼き付ける様に見学していました。

見学では、自動倉庫は単に設備メーカーの設備を導入したわけではなく、プログラミングや運営などにヒューテックノオリンのノウハウが十分に詰まっていること、出庫側に周回式有軌道台車を備えたことで入庫能力に比べ出庫能力が大幅に向上していること、計量DASシステムでは、あえて中仕分けを行うことで、渋滞緩和や効率化につなげていること等、設備、機器を直接見ながら非常にわかりやすく説明していただきました。

【質疑応答】

概要説明、施設見学の後は、会議室に戻って見学参加者からの質問に丁寧に答えていただきました。質疑応答をいくつか記載します。

Q1) 施設内ではT11型のプラスチックパレットによる運用がされていたが、自社パレットの他にレンタルパレットも見受けられたが、管理方法や紛失の状況はいかがなっているか？

A1) 元々は自社パレットのみで運用しており、自社パレットには四方にバーコードが貼ってあり、これを読み取ることで管理している。近年メーカーからレンタルパレットの搬入が増えてきたが、レンタルパレットの管理は基本メーカーなので当社として紛失はないという理解。レンタルパレットには1方向だけバーコードシールを貼っても管理できる様なバーコードリーダーを導入した。また、場内にアンテナが設置しており、レンタルパレット内のチップを読み込んで管理している。

Q2) 計量DASシステムによるエラーはどの位あるのか？

A2) 中仕分けをすることで、チェック閑門が増え、エラーがほとんど減っている。1／100万程度ではないかと。

Q3) 自動倉庫内の商品の棚配置に工夫はあるのか？

A3) メンテナンスが頻繁になるため、消費動向では棚配置を行っていない。同じ商品は6レンババラバラに在庫することにより、機械（クレーン）故障の際の欠品を防ぐようにしている。



(質疑応答)



(集合写真)

今回のヒューテックノオリン埼玉支店では、3温度帯の物流センターとして、先進の機能を備えた施設とその運用方法について勉強させていただきました。

参加された会員の方も、今後の物流施設などの整備を検討される際に、大変参考になったと思います。

なお、末筆ながら、今回の先進事例見学会にご協力いただきました株式会社ヒューテックノオリン関係者の皆さんに対して、この紙面を借りて心より御礼申し上げます。

寝ながら学ぶEDI

こんにちは。事務局の田中でございます。今回もまたざくばらんな内容となりますので、どうかお気軽に読み飛ばしてください。

さて、昨年、平和賞を受賞した被団協（日本原水爆被害者団体協議会）に続き、今年も我が国から2名のノーベル賞受賞者が輩出しました。生理学・医学賞の坂口志文氏と化学賞の北川進氏です。これで日本人のノーベル賞受賞者は27名、米国に帰化した3名（何れも物理学賞の南部陽一郎氏、中村修二氏、真鍋淑郎氏）を加えると30名（プラス被団協）となります。

ちなみに、文学賞はハンガリーのクラスナホルカイ・ラースロー氏でした。彼は以前このコラムでも触れたタル・ベーラ監督の長編映画「サタンタンゴ」の原作者です（まだ邦訳がないのが残念ですが）。クラスナホルカイ氏は、国際交流基金のフェローとして過去に2度、京都に半年間滞在していたこともあり、日本にも縁のある文学者です。これでハンガリー出身（約半数は米国籍）のノーベル賞受賞者は16名となり、人口1千万人弱という国の規模を考えると、その受賞率の高さは際立っています。

それはさておき、生理学・医学賞の坂口氏の受賞理由は、免疫細胞が自身の体を攻撃しないように抑制する「制御性T細胞」を発見した功績によるものでした。この発見は、自己免疫疾患やがん、臓器移植といった免疫が関わるさまざまな病気の治療法開発に大きく貢献しています。

ここでT細胞の「T」は、リンパ球の成熟を担う臓器である胸腺（サイマス：thymus）に由来します。食通の方ならご存知のリードヴォー（仔牛の胸腺）を思い浮かべるかもしれません、その風味が香草のタイム（thyme）に似ていることからサイマスという名称になったという説もあります。胸腺は胸骨の裏側、心臓の前方上部に位置する小さな臓器で、人間の免疫（immunity）システムにおいて中核的な役割を果たしています。余談ながら、immunityはラテン語のimmunitasが語源で、munitas（課役）から免除されるという意味があります。diplomatic immunity（外交特権）やimmunity from taxation（免税）といった熟語も、この「免除」という意味から派生しています。

話を元に戻しましょう。胸腺は、骨髄で作られた未熟なリンパ球を成熟させ、「自己」の細胞を誤って攻撃しないよう教育するという重要な使命を担っています。最も活発に働くのは幼児期で、思春期に最大（35gほど）となりますが、その後は加齢とともに急速に萎縮し、脂肪組織に置き換わります。高齢になると免疫力が落ちるのは、この胸腺の機能不全も一因です。

胸腺から出てゆくT細胞はすでに役割分担が決まっており、免疫反応を増強させる「ヘルパーT細胞」、非自己の細胞などを直接殺す「キラーT細胞」、そして今回の「制御性T細胞」などがあります。ただし、胸腺の中で増殖した細胞の90%以上は、胸腺から出てゆくことなくそのまま死んでしまいます。しかし、この冗長性こそが、免疫系を特徴づける重要な要素となって

いるのです。

少し話が逸れますぐ、私たちの体内には無数の「抗原」（細菌、ウイルスなど）が存在し、これに対応して攻撃するのが抗体（免疫グロブリン）です。抗体は特定の抗原にのみ結合し、それを無効化するタンパク質であり、無数の抗原に対応するためには膨大な多様性が必要です。しかし、抗体の設計図となるヒトの遺伝子はわずか2万数千個しかありません。この「少ない遺伝子で膨大な種類の抗体を生み出す」という矛盾を解消するメカニズムを解き明かしたのが、1987年に日本人で初めてノーベル生理学・医学賞を（しかも単独で）受賞した利根川進氏です。

ところで、現代社会に不可欠となったコンピュータシステムも、いまや「強力な免疫」を必要としています。インターネットに接続されたあらゆるシステムは、常にウイルス、すなわちマルウェア（悪意あるソフトウェア）の脅威に晒されているからです。最近のアサヒグループホールディングスやアスクルが受けたランサムウェア攻撃による大きな被害は、記憶に新しいところでしょう。昨年は大手企業のKADOKAWAも同様の攻撃を受け、25万人以上の個人情報が漏洩するという事件に発展しました。ランサムウェアの標的は大企業だけに限りません。身近な中小企業が被害に遭ったという話も直接耳にしたことがあります。これは決して他人事ではないのです。

ランサムウェアとは、マルウェアの一種で、PC端末やサーバー内のデータを勝手に暗号化し、そのデータを復号する対価（金銭や暗号資産等）を要求するプログラムのこと。ちなみにランサム（Ransom）は、一般的に身代金という意味があります。警察庁の公表資料（令和7年上半年におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について）によると、今年上半年のランサムウェア被害報告件数は116件で、過去最多水準となっています（これはあくまで報告件数であり、実際の被害はさらに多いと推測されます）。この被害拡大の背景には、RaaS（Ransomware as a Service）と呼ばれる開発者が攻撃実行者にランサムウェアを提供し、身代金の一部を受け取るというビジネスモデルが広がっている状況がうかがえます。

また2~3年前から、ノーウェアランサムという新たな攻撃も報告されています。ノーウェアランサムは密かにデータを窃取し、それを公開しないことと引き換えに身代金を要求するスタイルで、データを暗号化する手間を省いているため攻撃スピードが速く、ランサムウェアに比べて検知も難しいといった特徴があります。

それでは、ランサムウェア等のサイバー攻撃を防ぐために、我々に何ができるでしょうか。まず、OS（オペレーティングシステム）を最新バージョンにアップデートし、常にセキュリティを確保しておくことが基本です。そして、AV（Anti-Virus）ソフト、すなわちワクチンソフトを必ずPCに常駐させておくことです。

AVはヒトの免疫反応のように、抗原（マルウェア）を検知して防御します。そのためAVは既知のマルウェアの特徴やコードパターンを記録したデータベース（DB）を持っています。AVはPC上のファイルやプログラムをスキャンし、DBと照合して一致した場合はマルウェアと判断して隔離または駆除します。しかし、この方法では、DBに登録されていない未知のマルウェアは検知できません。

そこでAVは、未知のマルウェアを検知するためにファイルのコードを分析し、「ファイル自身を隠そうとする」「他のプログラムを勝手に変更しようとする」など、マルウェア特有の不審な振舞や構造が含まれていないかをチェックします。同時に実行中のプログラムやファイルの動作を監視し、短時間に大量のファイルにアクセスするなど、悪質な活動と見なされる振舞を特定してマルウェアを検知しているのです。

ただ、サイバー攻撃の被害を受けた多くの企業も恐らくこれ以上の対策を講じていたはずですが、どのような対抗手段をもってしても、日々、手を変え品を変えて襲ってくる数多の攻撃を完全に防ぎ切ることは不可能です。そのため、企業・組織は被害を受けた際のBCP（事業継続計画）も必ず用意しておくべきです。

なお、ライフラインに直結したインフラがサイバー攻撃を受けると被害はさらに甚大になります。実際、2023年には名古屋港コンテナターミナルでランサムウェア攻撃によるシステム障害が発生し、港湾機能が一時ストップした事件がありました。また昨今、原発再稼働の機運が高まっていますが、もし原発が狙われたらどうなるのでしょうか。こちらも2021年に、イランの核施設がモサド（イスラエルの情報機関）によるサイバー攻撃で破壊された事件がありました。このようなサイバー攻撃は福島のような事故より余程蓋然性が高いと思われる所以、再稼働するのであれば、より高度な防御策とそのためのコストも勘定に入れておく必要があるそうです。

さらに話を飛躍させると、いま検討が進められているスパイ防止法（インテリジェンス・スパイ防止関連法制）も、国家としての「免疫システム」と捉えることができるかもしれません。同法は戦前の思想弾圧で猛威を振るった治安維持法を彷彿とさせるため、個人的には強い危惧を覚えます。しかし、多くのサイバー攻撃が海外からなされている現状を鑑みると、制度として一定の抑止力を持つ必要性は理解できなくもありません。

そういうえば、件の坂口氏の発見した「制御性T細胞」は、自らの身体に対する過剰な攻撃を抑制するブレーキ役でした。国家の「免疫」としてのスパイ防止法にも、この「制御性T細胞」のように自身（国民や慣れ親しんできた宥和的な制度）を過剰に攻撃しないための、厳格かつ強力な抑制機能が具備されていなければならぬと思います。

生鮮取引電子化推進協議会事務局

田中 成児

公益財団法人食品等持続的供給推進機構について

当協議会の事務局を務める公益財団法人食品等流通合理化促進機構（食流機構）は、10月1日の法改正にともない公益財団法人食品等持続的供給推進機構（食料システム機構）に改称するとともに、事業内容も拡張されました。以下、その概要についてご紹介します。

1. 目的

食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の推進のための措置の実施、食品等の持続的供給に関する情報の収集、調査及び研究を行い、農林漁業及び食品産業の成長発展等を図ることを目的とし、食料システム法に基づく農林水産大臣の指定を受けた公益財団法人。

2. 主要事業

(1) 債務保証事業

食料システム法、中小企業等経営強化法、物資流通効率化法、輸出促進法等に基づく認定計画事業に関する民間資金の借り入れに対する債務保証及び資金のあっせん。
(債務保証の実績 計39件 債務保証額総額 41億円)

(2) 食品等持続的供給対策事業

食品等の持続的な供給の実現を図るために必要な設備・機器の導入等の食品等事業者の取組に対し、リース事業等を通じて支援する事業

(3) 表彰事業

- ① 食品産業優良企業等表彰（食品流通部門）
- ② 優良経営食料品小売店等表彰
- ③ 輸出に取り組む優良事業者表彰（国庫補助事業）
- ④ 食品産業もったいない大賞（食品ロス削減等推進事業（国庫補助事業））

(4) その他の国庫補助事業（令和7年度）

- ① 物流生産性向上推進事業
- ② 物流生産性向上伴走支援事業

3. 食料システム法による新たな業務の拡充

- (1) 令和7年6月「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律」(食料システム法)が成立し、令和7年10月1日から新たな計画制度が導入され食品業界の取組に対し、日本政策金融公庫の融資等の支援策が措置。
- (2) これに伴い、食流機構の名称を「食品等持続的供給推進機構」と変更し、民間金融機関からの資金調達に対する債務保証による支援を担当。

具体的には、機構の債務保証の対象事業を流通合理化の取組みから拡充し、食品製造業者、食品卸売業者、食品小売業者、外食業者など食品等事業者による

- ① 安定取引関係確立事業活動（農林水産業と食品産業の連携強化）
- ② 流通合理化事業活動（流通の効率化、付加価値向上等）
- ③ 環境負荷低減事業活動（温室効果ガスの排出量の削減等）
- ④ 消費者選択支援事業活動（持続可能性に配慮した物の選択を消費者が行うことに寄与する情報の伝達等）
- ⑤ ①～④の事業活動と連携して支援する地方公共団体等の活動

に拡大し食料のサプライチェーンの川上、川下を通じた支援を実施。

(参考)

食料システム機構は、平成3年の食品流通構造改善促進法により「財団法人食品流通構造改善促進機構」として設立され、その後平成30年に同法が食品等流通法に改められたことに伴い、同年「公益財団法人食品等流通合理化促進機構」として食品流通業界の支援を実施。

連絡先

公益財団法人食品等持続的供給推進機構（食料システム機構）

〒101-0032 東京都千代田区岩本町3-4-5 第1東ビル6F

 03-5809-2175  03-5809-2183

 info@ofsi.or.jp  <https://www.ofsi.or.jp/>

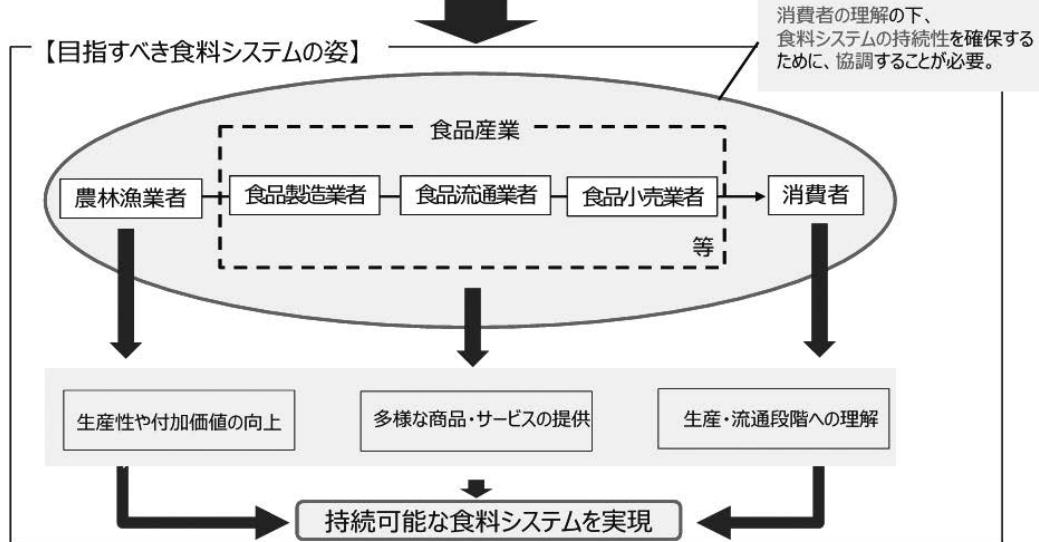
食料システムを通じた食料の持続的な供給

【直面する課題】

原材料価格の高騰や急速な円安の進行など、農業・食品産業の事業環境が急激に変化。

【考え方】

食品の生産から消費までの各段階の関係者を通じて、持続的に供給できるよう協調。



食料システム法の新たな計画制度

- 持続的な食料システムの確立に向けて、次の施策を法制化。
 - ① 国が策定する基本方針に即し、**食品等事業者等が計画を策定**。
農林漁業者との安定的な取引関係の確立等の取組を実施。
 - ② 国等は、融資・税制等により総合的に支援。

農水大臣
基本方針

- 食品事業者、農林漁業者等**
- 1 持続的な食料システムの確立に向けた取組を促進する計画**
- (1) 農林漁業者との安定的な取引関係の確立
 - 農林漁業者との連携強化を促し、地域を先導する意欲のある食品事業者（地域先導食品事業者）の取組を促進
 - (2) 流通の合理化
 - 流通経費の削減や付加価値の向上等の取組を推進
 - (3) 環境負荷低減の促進
 - 環境負荷低減の食品事業者の取組を促進
 - (4) 消費者の選択への寄与
 - 消費者の持続的な供給に資する物の選択を推進

注）(1)～(4)には、技術の開発・利用の推進、事業再編を含む。
- 2 関係者によるプラットフォームを構築し、連携を促進する計画**
- 地域の農林漁業者、食品事業者等の関係者が幅広く参加するプラットフォーム等を構築

農水大臣
認定

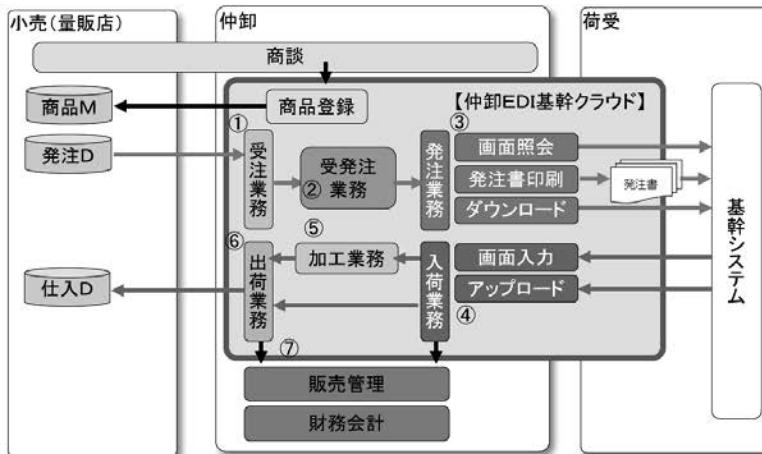
- 国等**
- 日本政策金融公庫による**長期・低利融資**
 - **食品等持続的供給推進機構による債務保証**
 - **中小企業等経営強化法との連携による税制特例**
 - **産業競争力強化法との連携による環境負荷低減や事業基盤強化の支援等**

【賛助会員のご紹介】

サイバーリンクスは、生鮮流通に必要なシステムをクラウドサービスでご提案します。

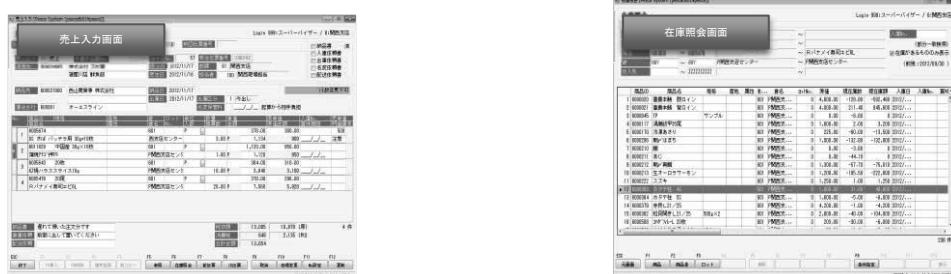
＜仲卸EDI基幹クラウドサービス＞

量販店との生鮮EDIを実現する為には、各社フォーマットに合わせたシステム開発が必要でした。仲卸EDI基幹クラウドサービスは、取引先(量販店や専門店)からのEDI受注を容易に実現します。また、受発注機能だけでなく「基幹業務機能」も備えており、必要な機能だけをご利用頂くことが可能な為、システム投資コストや維持コストを軽減します。



仲卸の以下機能を提供するクラウドサービス

- ①: 小売からの受注を受ける業務機能(EDI)
- ②: 受注に対し、発注を行う業務機能
- ③: 発注業務機能
 - ・荷受に発注する機能
 - ・荷受が受注照会・印刷する機能
 - ・荷受が受注ダウンロードする機能
- ④: 入荷業務機能
 - ・荷受が出荷入力する機能
 - ・荷受が出荷アップロードする機能
- ⑤: 加工指示、加工出庫業務機能
- ⑥: 出荷確定業務機能
- ⑦: 販売管理、財務会計連携機能



＜食品スーパー向け生鮮EDIサービス @rms(アームズ)生鮮＞

当社の生鮮EDIは、生鮮標準コードを活用し生鮮部門のEDI化を実現します。発注業務だけではなく、日々の利益管理が出来るシステムです。中小から大手小売業様まで抱えている問題点を生鮮業務に特化したサイバーリンクスのクラウドサービスが解決します。



導入実績 60 社以上

(2021年5月時点)

取引先 2,000社以上

【お問い合わせ先】

株式会社サイバーリンクス 流通クラウド事業本部 営業1課 TEL:03-3453-2000 FAX:03-3453-2000



「GS1 Japan 講座動画プラットフォーム」は、
入門から応用まで、GS1 標準に関する各種講座を
オンラインで配信するサービスです。

場所や時間にとらわれず、

“学びたいときに、すぐ学べる”

環境をご提供します。

■ こんな方におすすめです

- ・新任担当者の基礎教育に
- ・GS1 標準の最新動向を知りたい方
- ・活用事例をキャッチアップしたい方
- ・物流・小売・メーカーなど、
サプライチェーンに関わる皆さん

■ 特徴・メリット

- ・配信期間中、24 時間いつでも視聴可能
- ・講義資料もダウンロードでき、復習しやすい
※一部講座を除く。
- ・登録無料
- ・一部講座は無料で視聴可能
- ・必要なチャプターを選択、繰り返し再生できる
- ・再生速度の変更が可能

■ ご利用方法

1. 右記の QR コードを読み取る、または URL にアクセス
https://www.gs1jp.org/seminar_book/seminar/onlineplatform/
2. 講座動画プラットフォームにユーザー登録（無料）
3. 視聴したい講座を選択し、動画で受講



配信講座ラインナップ°

無料講座

- ・EPC/RFID 入門講座
- ・EPCIS 入門講座
- ・GS1 Digital Link 入門講座
- ・次世代バーコード入門講座（配信準備中）

有料講座

- ・EPC エンコード技術講座 - TDS1.x 編
- ・GS1 Digital Link 技術講座 - 基礎編
- ・GTIN パーフェクトセミナー
- ・EPC エンコード技術講座 - TDS2.x 編
- ・EPCIS 技術講座 - 基礎編
- ・ヘルスケアバーコード入門講座

※講座は順次追加・更新予定です。

■ お問い合わせ先

講座内容やご利用方法についてご不明な点がございましたら、下記まで
お気軽にお問い合わせください。 E-mail : solution@gS1jp.org



- 講師派遣
- ネットワーク
- 営業研修
- 事業承継
- 労務管理

青果流通業界を トータルサポートする 農経新聞社

青果物流通の週刊専門紙「農経新聞」の発行をベースに
様々なサービスの提供で青果流通業界に貢献します！



講師派遣

全国で講演実績が豊富な代表取締役社長・宮澤信一が、最新事例紹介や経営者の意識改善など、現場に即した話題を提供。

「学識経験者の講演では満足できない」「現場の社員にも聞かせたい」というニーズにお応えします。専門分野を持つ提携コンサルタントの派遣も承ります。



ネットワーク

2008年から参加者限定の会員制ネットワーク「青果流通業者交流会」を主催。年4~5回の市場や産地等の視察研修により最新事例を学ぶとともに、会員同士の交流を促し、発展に寄与します。



営業研修

大手青果流通業で20年近い営業経験を持つ当社提携・青果流通コンサルタントの本田茂氏が、営業社員へのスキルアップ研修、さらには人材を育成できる体质に会社組織を変革するまでの工程を提案します。



事業承継

事業承継の専門家集団「CRC企業再建・承継コンサルタント協同組合」が、次世代への承継に悩んでいる青果流通業者に様々な事業承継手法をアドバイスするとともに、再建が必要な場合は親身にサポート。

大手コンビニエンスストア本部での経験が豊富で、青果仲卸とも接点が多い当社提携コンサルタント・吉田雅巳氏（中小企業診断士）も連携します。



労務管理

当社提携の特定社会保険労務士・内川真彩美氏（いろいろ社会保険労務士事務所代表）が、中小青果流通業者がおろそかにしがちな雇用・就労など労務管理の基本をアドバイスするとともに、労働基準局からの指摘が多いポイントなども指南します。

■お問い合わせは

株式会社 農経新聞社

〒141-0031 東京都品川区西五反田 1-27-6 市原ビル 9F

TEL 03-3491-0360 <https://www.nokei.jp>



TERAOKA

セミセルフ、フルセルフを自在に。

HappySelf ハッピーセルフ (Web3800J/Web3800T)

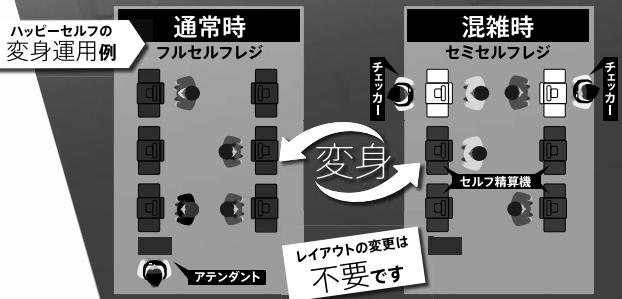
セミセルフレジ・フルセルフレジ・対面セルフレジの3つの機能を搭載した、マルチセルフレジです。状況に応じて「セミ」・「フル」の機能を変えることにより、人手不足への対応やチェックアウトのさらなるスピードアップを実現。時間とスペースを効率的に使いたい店舗の抱える課題を解決します。

※「HappySelf」は株式会社寺岡精工の登録商標です。

新しい常識を創造する

株式会社 寺岡精工

お客様窓口 平日 9:30~17:30
0120-37-5270
www.terakaseiko.com



生鮮WMS(倉庫管理)システム

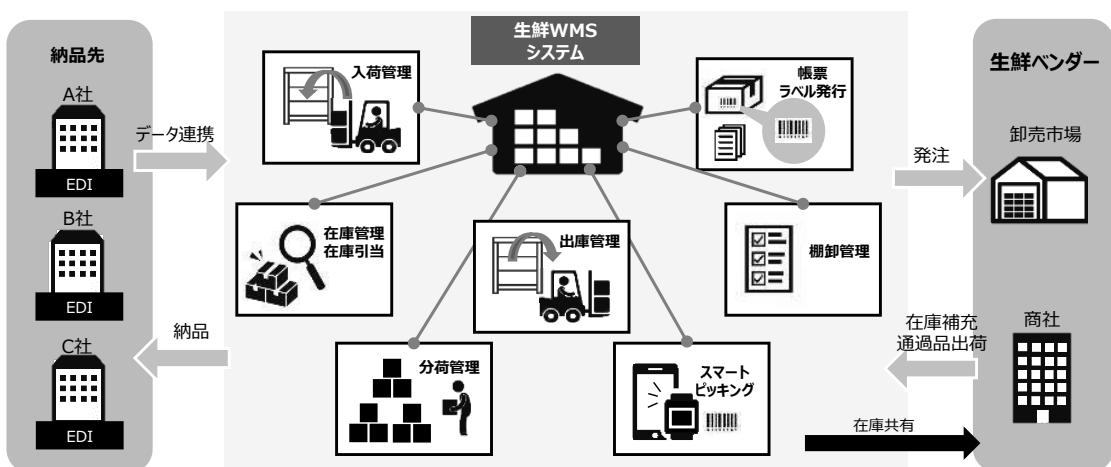
ペーパーレス化に取り組む生鮮業界の皆様をITの力で支えます。

分荷支援機能

複数の発注EDIインターフェースに対応

物流器材マテハンに合わせた出荷検品

生鮮品特有の在庫引当発注計算ロジック



パーソナル情報システム株式会社

〒105-0001

東京都港区虎ノ門1-21-19

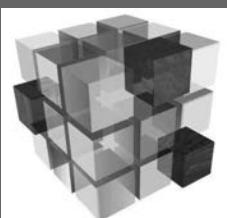
パーソナル情報システム

検索

▼お問い合わせは
03-6880-7211
marketing@pjs.co.jp



流通・マーケティング専門の研究情報誌



流通情報

The Journal of Marketing and Distribution

ISSN:0389-7672 (冊子版) 2433-9784 (電子版) / 1967年創刊



●○●最新号特集 ポスト物流2024年問題●○●



研究情報誌『流通情報』

- 流通・マーケティングの注目すべきトピックを深掘り
- 当研究所研究員や有識者による調査研究レポート
- 研究所の研究報告、業界動向
- 流通関係統計
- 流通・マーケティングの視点から抄録した記事
- 小売経営者インタビュー(不定期)
- 欧米トピックス

○ 年間購読料: 33,000円 (+オンラインアクセス権)

○ 隔月刊: 年6号発行

○ A4判/約80~100ページ

○コンテンツ○

- ポスト物流2024年問題
 - 国土交通省 物流・自動車局 物流政策課
 - トラック会社における物流2024年問題への対応—運賃実態および運賃交渉を中心に
 - 久保田精一(合同会社サプライチェーン・ロジスティクス研究所 代表)
 - ポスト物流2024年問題を解決する自動化技術のトレンド
 - 井上文彦(株式会社NX 総合研究所 リサーチ&コンサルティングユニット4)
 - 物流標準事業所コード活用に関する一考察
 - 飯島渓(公益財団法人流通経済研究所 研究員)
 - インタビュー SM物流研究会の取り組み
 - 渋谷剛(SM物流研究会/株式会社ライフコーポレーション首都圏PC・物流本部 本部長)
 - 聞き手 田代英男(公益財団法人流通経済研究所 サプライチェーン部門 部門長/上席研究員)
-
- 視点 顧客志向のパラドックスと納得経営**
- 金雲鎬(中央大学 戦略経営研究科 教授)

お問い合わせ
公益財団法人流通経済研究所
資料室
E-mail : lib-member@dei.or.jp
TEL : 03-5213-4535

○ 購読お申し込み

流通情報

検索



編集後記

- ▶ 第2回先進事例見学会を(株)ヒューテックノオリン埼玉支店で開催しました。ヒューテックノオリンは低温食品物流事業を担う「食品の安心と安全を物流の分野で支えている」会社で、埼玉支店は、冷凍食品の共同配送や病院食材物流を受け持つ関東地区有数の規模の支店です。なお、概要はP24に掲載しておりますので是非ご参照ください。
- ▶ 12月12日に第1回生鮮取引電子化セミナーを開催し（食料システム機構及び食料品地域物流円滑化等推進協議会との共催）、「食料システム法について（持続可能な食料システムの実現に向けた取組について）」という演題で農水省の菊池調査官にご講演をいただきました。内容は多岐にわたり、大変参考になりました。この場を借りて改めて御礼申し上げます。
- ▶ (株)ジャスタコンサルティングの石田代表による連載の今回のテーマは「インボイス制度・電子帳簿保存法改正による情報電子化の状況と生鮮流通業界の現在」。制度改正にともなう電子化対応について、生鮮流通における現状が明解に分析されています。大変参考になりますので、こちらも是非ご一読ください。
- ▶ 今年も残すところあとわずか。10月の法改正にともない、事務局の「食品等流通合理化促進機構（食流機構）」は「食品等持続的供給推進機構（食料システム機構）」に改称し、新体制へと移行しました。来年も会員の皆様方のご期待に応えるべく、事業活動に鋭意取り組んで参る所存でありますので、引き続きよろしくお願ひ申し上げます。

(トンボ)

JA集出荷システム

JAと生産者をつなぐ情報発信ツールとしても利用いただけます

伝えるを効率化!人件費と経費を削減する、スマートなJAコミュニケーション

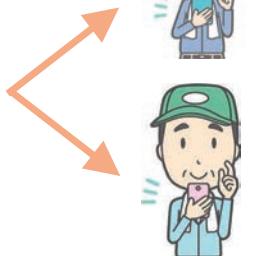
JA 担当者がお知らせを作成

生産者へ配信

市況

講習会のお知らせ

収穫時の注意についてなど…



既読状況の確認や
アンケートの実施も可能!

普段使いのLINEから
確認可能です



✉ 資料請求・お問い合わせ ➡ contact@agripoint.jp

まずはお気軽に
お問い合わせください。

詳しくはこちらから



JFE テクノス 株式会社

JA集出荷システム

www.agripoint.jp



生鮮取引電子化推進協議会会報

第110号 令和7年12月発行

発 行 所 生鮮取引電子化推進協議会

〒101-0032 東京都千代田区岩本町
3丁目4番5号 第1東ビル6F

(公財)食品等持続的供給推進機構内

TEL : 03-5809-2867

FAX : 03-5809-2183

発行責任者 事務局長 佐南谷英龍

印 刷 所 株式会社 キタジマ